

ii 行政改革

◀◀ Key point! ▶▶

定員管理計画や組織・機構改革など内部改革を進める必要があります。
中長期的な公共施設の再編計画を策定する必要があります。

地方分権の進展に伴い、国と地方の関係は上下・主従の関係から対等・協力の関係になるとともに、地方に対する国の関与が縮小し、自治体には自己決定・自己責任の下で自主・自立的に行政運営を行うための整備が求められています。そして、これまでの中央が決めた一定の手順に従って行政を進めるといった画一的な行政運営から、各々の環境の変化に対して、各自治体が独自に内部を改革して対応していくといった行政の仕組づくりが必要となっています。

このようなことから、町は当面、財政規模100億円以下を実現するために必要な定員管理計画や組織・機構改革などの内部改革を進める必要があります。また公共施設の統廃合については、統合や廃止を阻害する法令等を検証し、中長期的な統廃合計画を策定することが必要と考えられます。

なお、事務事業の民営化及び町民と行政の協働による町政の推進等、その他の改革についても、総合計画や集中改革プランに基づいて取り組み、改革を確実に実施していかなければなりません。

1 || 定員管理計画

Key point! ▶▶▶

- ▶ 職員数240人以下を早期に達成するためには、早期勧奨退職の推進と事務事業の民営化による職員の削減が必要です。

町は、骨太方針2006(5年間で行政機関の国家公務員の定員純減5.7%と同程度の定員純減)等を踏まえ、集中改革プランにおいて職員数を平成22年度当初までに61人削減し338人とする計画を策定しました。

しかしながら、この計画では定年退職のみを想定しており、目標である240人以下に達するのは平成30年度以降となってしまう(表-1参照)。

このことから、合併後は新規採用を抑制するとともに、平成18年度末から「58歳以上で25年以上勤務した職員」と「同一世帯の職員で25年以上勤務した者のどちらか一方の職員」を対象として、早期勧奨退職を推進しています。この結果、平成19年度当初の職員数が339人(一般職)まで減少しました。

しかしながら、この取組を完全実施した場合でも、目標値240人以下になる年度は平成27年度と予測されます(表-2参照)。このため、この取り組みに加えて、事務事業の中で可能なものから早期に民営化を進め、若年層も含めた早期勧奨退職者を募集する必要があります。

表-1 定年退職による職員数の推移

単位:人

| 区分 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 前年度当初職員 | 373 | 339 | 341 | 338 | 331 | 321 | 306 | 296 | 284 | 267 | 256 | 246 | 238 | 227 |
| 前年度退職者 | 36 | 1 | 5 | 9 | 12 | 17 | 12 | 14 | 19 | 13 | 12 | 10 | 13 | 10 |
| 新規採用者 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 年度当初の職員 | 339 | 341 | 338 | 331 | 321 | 306 | 296 | 284 | 267 | 256 | 246 | 238 | 227 | 219 |
| 削減職員 | 34 | -2 | 3 | 7 | 10 | 15 | 10 | 12 | 17 | 11 | 10 | 8 | 11 | 8 |

表-2 勧奨退職による職員数の推移

単位:人

| 区分 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 前年度当初職員 | 373 | 339 | 329 | 315 | 301 | 293 | 282 | 268 | 255 | 240 | 231 | 215 | 208 | 204 |
| 前年度退職者 | 36 | 13 | 16 | 16 | 10 | 13 | 16 | 15 | 17 | 11 | 18 | 9 | 6 | 11 |
| 新規採用者 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 年度当初の職員 | 339 | 329 | 315 | 301 | 293 | 282 | 268 | 255 | 240 | 231 | 215 | 208 | 204 | 215 |
| 削減職員 | 34 | 10 | 14 | 14 | 8 | 11 | 14 | 13 | 15 | 9 | 16 | 7 | 4 | 9 |

▷ 1 || 部門別職員数と年齢構成

Key point! ▶▶▶

▶ 町の地域性及び特殊性を勘案しながら、部門別の職員数を考える必要があります。

町の平成18年4月1日現在の職員総数は373人で、その内普通会計の職員数330人を人口2万人規模の類似団体と比較すると約1.3倍から2倍となっています。また、町村合併した富士川口湖町の227人と比較しても、1.45倍でとなっています(表-3参照)。

また、部門別職員数の構成比について類似団体と比較(類似団体の各々の部門別構成比を100として比較)すると、商工関係が約4.3倍、農林水産関係が約2.1倍、衛生関係が約1.7倍、教育関係が約1.3倍となっています(図-1参照)。

したがって、今後は240人体制に向けてこれらの部門別職員数を削減する必要がありますが、地域の特殊性を勘案するすると、商工関係や農林水産関係は急激に削減できないと考えられますので、衛生、総務、教育、税務部門の削減数を高く設定し各々の目標値を定めました(表-4参照)。

表-3 人口2万人規模の団体における部門別職員の比較 H18.4.1

| | 群馬県 みなかみ町 | 山梨県 富士川口湖町 | 北海道 余市町 | 北海道 美幌町 | 北海道 中標津 | 宮城県 大和町 | 愛知県 美和町 | 愛知県 美浜町 | 香川県 多度津町 | 目標値 みなかみ町 (H27) |
|----------------------|--------------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-----------------------|
| 人口(人) | 23,310 | 23,943 | 22,734 | 22,819 | 23,729 | 24,509 | 23,875 | 26,294 | 23,613 | |
| 面積(km ²) | 780.91 | 158.51 | 140.06 | 438.36 | 684.98 | 225.59 | 9.92 | 46.38 | 24.33 | |
| 議会関係 | 3人 | 3人 | 6人 | 4人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 2人 | 2人 |
| 総務関係 | 60 | 55 | 46 | 46 | 49 | 43 | 28 | 35 | 40 | 34 |
| 税務関係 | 18 | 12 | 11 | 12 | 15 | 14 | 13 | 14 | 12 | 16 |
| 民生関係 | 48 | 74 | 37 | 28 | 43 | 47 | 47 | 81 | 14 | 36 |
| 衛生関係 | 44 | 21 | 18 | 13 | 20 | 15 | 5 | 16 | 26 | 22 |
| 労働関係 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農林水産業関係 | 27 | 6 | 15 | 25 | 18 | 10 | 6 | 10 | 9 | 16 |
| 商工関係 | 18 | 9 | 6 | 6 | 4 | 5 | 0 | 7 | 2 | 16 |
| 土木関係 | 23 | 9 | 23 | 22 | 20 | 16 | 13 | 18 | 10 | 16 |
| 一般会計計 | 241 | 189 | 163 | 156 | 173 | 153 | 115 | 184 | 115 | 158 |
| 学校以外の教育 | 55 | 27 | 25 | 25 | 33 | 30 | 33 | 29 | 22 | 30 |
| 学校教育 | 34 | 11 | 14 | 3 | 53 | 5 | 3 | 8 | 22 | 12 |
| 消防 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 | 0 |
| 普通会計の計 | 330 | 227 | 202 | 184 | 259 | 188 | 151 | 221 | 192 | 200 |
| 企業会計等 | 43 | 22 | 34 | 114 | 219 | 27 | 16 | 20 | 22 | 40 |
| 合計 | 373 | 249 | 239 | 298 | 478 | 215 | 167 | 241 | 214 | 240 |
| 歳出決算規模(億円) | 141 | 130 | 81 | 103 | 115 | 85 | 60 | 72 | 74 | 100 |
| 財政力指数 | 0.47 | 0.71 | 0.34 | 0.35 | 0.34 | 0.59 | 0.71 | 0.74 | 0.65 | |
| 合併の有無 | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | × | |

図-1 部門別における職員数の類似団体比較

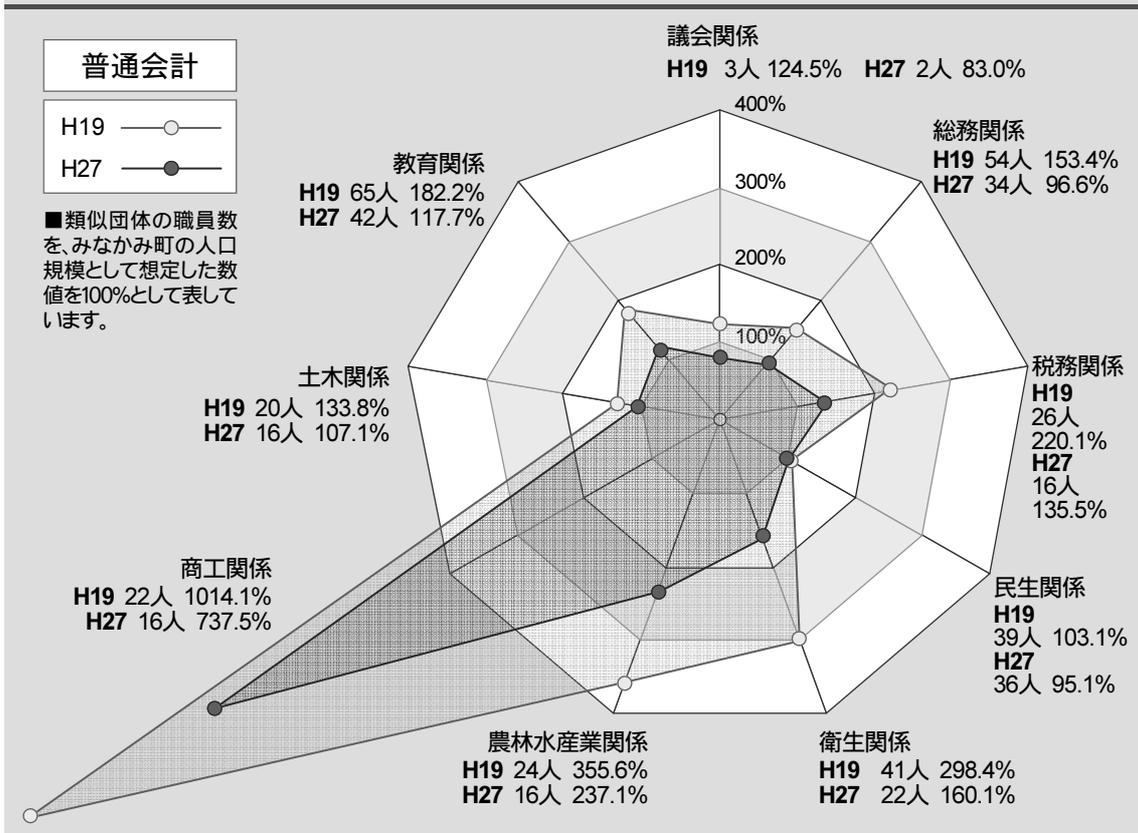


表-4 部門別職員数の目標

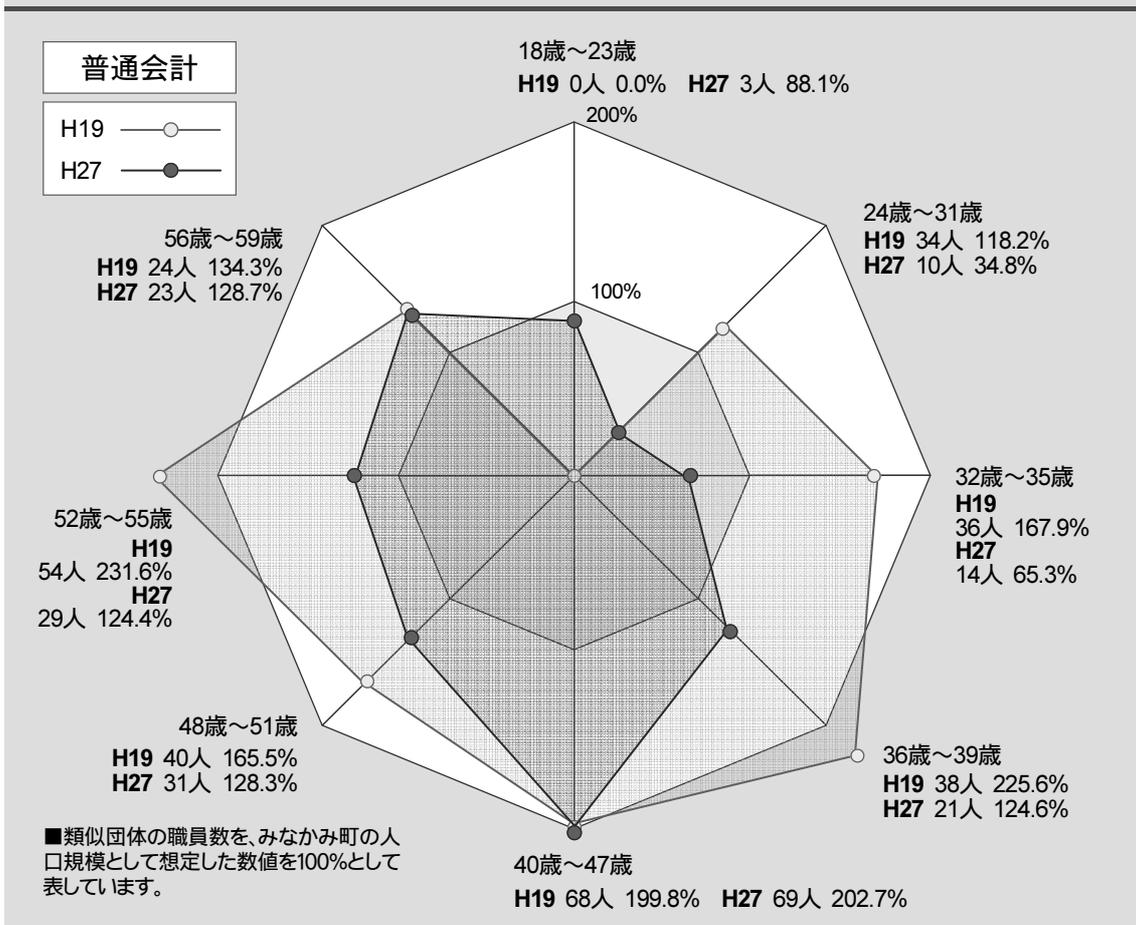
| | みなかみ町 | | | | | 類似団体 | |
|---------|--------|-------|-------------|-------|-----------------|--------|-------|
| | H19 当初 | | H27 当初(目標値) | | 削減目標 (A)-(B) | H18 当初 | |
| | 職員数(A) | 構成比 | 職員数(B) | 構成比 | | 職員数 | 構成比 |
| 議会関係 | 3人 | 1.0% | 2人 | 1.0% | 1人 | 2.4人 | 1.4% |
| 総務関係 | 54 | 18.4 | 34 | 17.0 | 20 | 35.2 | 20.7 |
| 税務関係 | 26 | 8.8 | 16 | 8.0 | 10 | 11.8 | 6.9 |
| 民生関係 | 39 | 13.3 | 36 | 18.0 | 3 | 37.8 | 22.2 |
| 衛生関係 | 41 | 13.9 | 22 | 11.0 | 19 | 13.7 | 8.1 |
| 労働関係 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.2 | 0.1 |
| 農林水産業関係 | 24 | 8.2 | 16 | 8.0 | 8 | 6.7 | 4.0 |
| 商工関係 | 22 | 7.5 | 16 | 8.0 | 6 | 2.2 | 1.3 |
| 土木関係 | 20 | 6.8 | 16 | 8.0 | 4 | 14.9 | 8.8 |
| 消防関係 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 9.4 | 5.5 |
| 教育関係 | 65 | 22.1 | 42 | 21.0 | 23 | 35.7 | 21.0 |
| 普通会計の計 | 294 | 100.0 | 200 | 100.0 | 94 | 170.2 | 100.0 |
| 企業会計等 | 45 | — | 40 | — | 5 | — | — |
| 合計 | 339 | — | 240 | — | 99 | — | — |

注1) 市町村長等の特別職(4役)は含まれていません。

注2) H27 当初の職員数は、住民基本台帳人口推計値20,000人を基に算定しています。

注3) 類似団体の職員数は、人口がみなかみ町と同数と想定して算定しています。

図-2 職員の年齢別構成の現状と類似団体比較



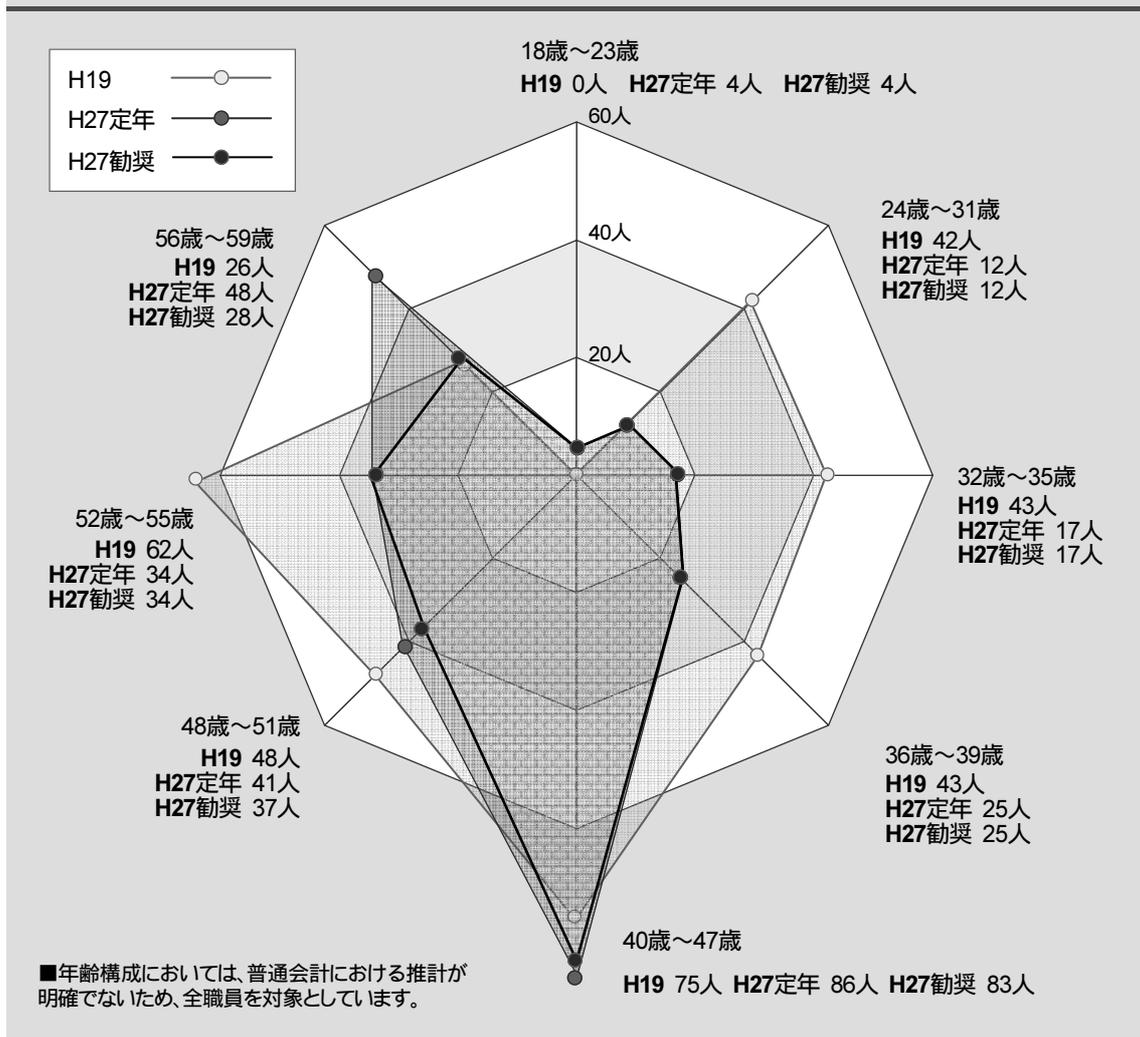
Key point! ▶▶▶

▶ 職員の高齢化の進展は避けられません。

職員の年齢構成では、類似団体と比べて若年層の割合が低く、52歳～55歳の割合が高い構成となっています。新規採用が抑制されていることから、今後は職員の高齢化が高まっていくと予想されます。

将来、バランスのとれた年齢構成にするためには、計画的に新規採用を継続することが必要ですが、職員数の抑制から新規採用職員は毎年2名以内となることから、職員の高齢化の進行は避けられません。

図-3 職員の年齢別構成



Key point! ▶▶▶

▶ 将来は中堅職員の有効活用を

職員採用にあたっては、その時々々の行政需要に柔軟に対応する必要があったため、時代間に偏りが生じています(図-3を参照)。

現在(H19年)と将来(H27年)の年齢別職員数を比較すると、将来は48歳以上の職員と36歳以下が減少し、40歳～47歳が増加することが予想されます。

このことは中堅職員の割合が高くなり、組織として活力ある年齢構成になると言えます。このため、現在の若年職員を対象とした人材育成を強化する必要があります。

| <p>▶ 求められる取組</p> | <p>部門別に職員数を削減する</p> |
|---|--|
| <p>Key word! 組織をフラット化 事務事業をマニュアル化</p> | <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1 全部門の共通事項としては、組織の簡素化とフラット化を図るとともに、各部署における事務事業を効率的に行うために事務事業をマニュアル化する。</p> |
| <p>Key word! 総務・税務部門で支所機能の見直しを</p> | <p>2 総務及び税務部門においては、支所機能の見直しを図り大幅な削減を計画する。</p> |
| <p>Key word! 保育園を民営化</p> | <p>3 民生部門においては、月夜野保育園の事例を参考に保育園運営事業の民営化に取り組む。 なお、民営化にあたっては、幼稚園との保育一元化を目指し、社会状況等に柔軟に対応して、縦割り行政の弊害が生じないように取り組む。</p> |
| <p>Key word! 保健福祉センターの職員と業務の拠点を本庁舎へ アメニティパークを民営化</p> | <p>4 衛生部門においては、保健福祉センター在駐の職員（保健師・栄養士）とその業務の拠点を本庁舎に置き、福祉や保健に係る施策を展開する組織の中で連携を保ちながら、効率的に業務を行う。 また、清掃部門におけるアメニティパーク維持管理業務の民営化を推進する。</p> |
| <p>Key word! 農林水産業・商工部門における支所機能の見直しを</p> | <p>5 農林水産業及び商工部門においては、総務、税務部門と同様に支所機能の見直しを図るとともに、役場と団体や町民との役割分担を明確にし、役場は職員数に応じた行政サービスへ転換する。</p> |
| <p>Key word! 幼稚園や施設の民営化と統廃合を</p> | <p>6 教育部門においては、幼稚園や会館等の施設が多いため現状の職員数が多い。このため、早急に施設の統廃合を図るとともに、民営化が可能な業務について民営化を図る。</p> |

▷ 2 || 本庁、支所・出張所、施設別職員数

Key point! ▶▶▶

▶ 支所機能の抜本的な見直しや公共施設の統廃合により、職員数を削減する必要があります。

合併後旧2町村(旧水上町、旧新治村)の役場を支所として存続し、全ての業務について原則的に現場対応できる体制を取っています。その結果、支所・出張所等及の職員数が類似団体に比べて多くなっています。また、構成比では施設数が多いことから施設職員の割合が約4.5倍となっています。

このような状況を踏まえ、将来目標の設定にあたっては、支所機能を抜本的に見直すことや公共施設の統廃合を進めることを前提に目標値を定めました。

図-3 本庁、支所・施設別の職員数と類似団体比較

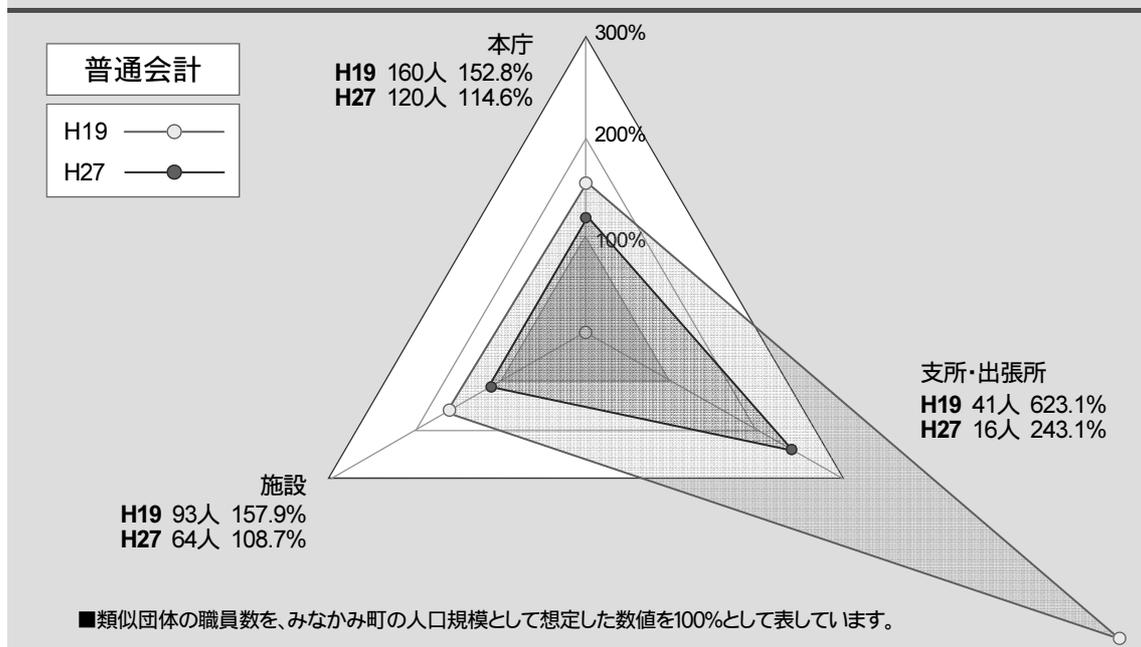


表-5 本庁、支所・施設別職員数の目標

| | みなかみ町 | | | | | 類似団体 | |
|---------|------------------|-------|------------------|-------|-----------------|--------------------|-------|
| | H19 当初 | | H27 当初(目標値) | | 削減目標 (A)-(B) | H18 当初 | |
| | 職員数(A) | 構成比 | 職員数(B) | 構成比 | | 職員数 | 構成比 |
| 本庁 | 160 ^人 | 54.4% | 120 ^人 | 60.0% | 40 ^人 | 104.7 ^人 | 61.5% |
| 支所・出張所等 | 41 | 13.9 | 16 | 8.0 | 25 | 6.6 | 3.9 |
| 施設 | 93 | 31.6 | 64 | 32.0 | 29 | 58.9 | 34.6 |
| 計 | 294 | 100.0 | 200 | 294 | 94 | 170.2 | 100.0 |

注1) 市町村長等の特別職(4役)及び企業会計等の職員は含まれていません。
 注2) H27 当初の職員数は、住民基本台帳人口推計値20,000人を基に算定しています。

▶ **求められる取組** **支所と施設の職員数を削減する**

Key word!

支所の職員を削減

1 水上、新治支所の機能を抜本的に見直すとともに事務事業を段階的に本庁へ移行し、支所の職員数を削減する。

Key word!

事務事業等の民営化により職員を削減

2 公共施設の統廃合を計画的に進めるとともに、管理運営に係る事務事業を可能な限り民営化し、施設職員を削減する。

▷ 3 || 職員区分別職員数

Key point! ▶▶▶

▶ 幼稚園等、教育施設の統廃合や民営化により、職員を削減する必要があります。

職員の区分別職員数をみると、教育公務員が約2.1倍、技能職員が1.5倍となっています。この要因は、町が大規模な清掃施設や幼稚園等の教育施設を多数運営していることにあると考えられます。

したがって、教育施設の統廃合や事務事業の民営化等を推進することを前提に目標職員数を設定しました。

図-4 職員区分別の職員数と類似団体比較

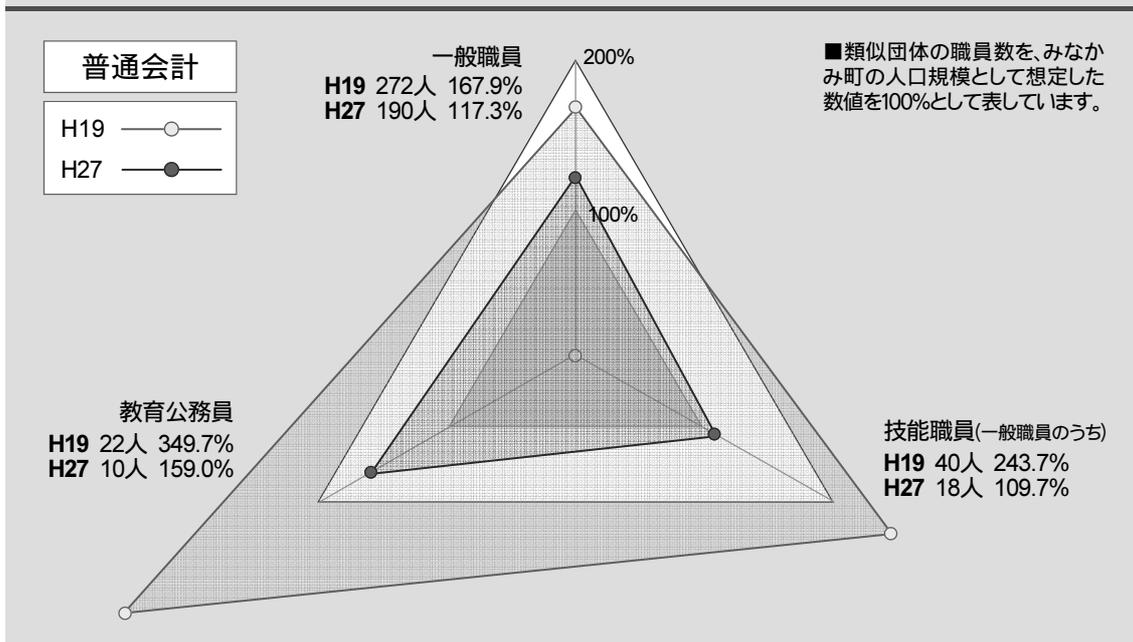
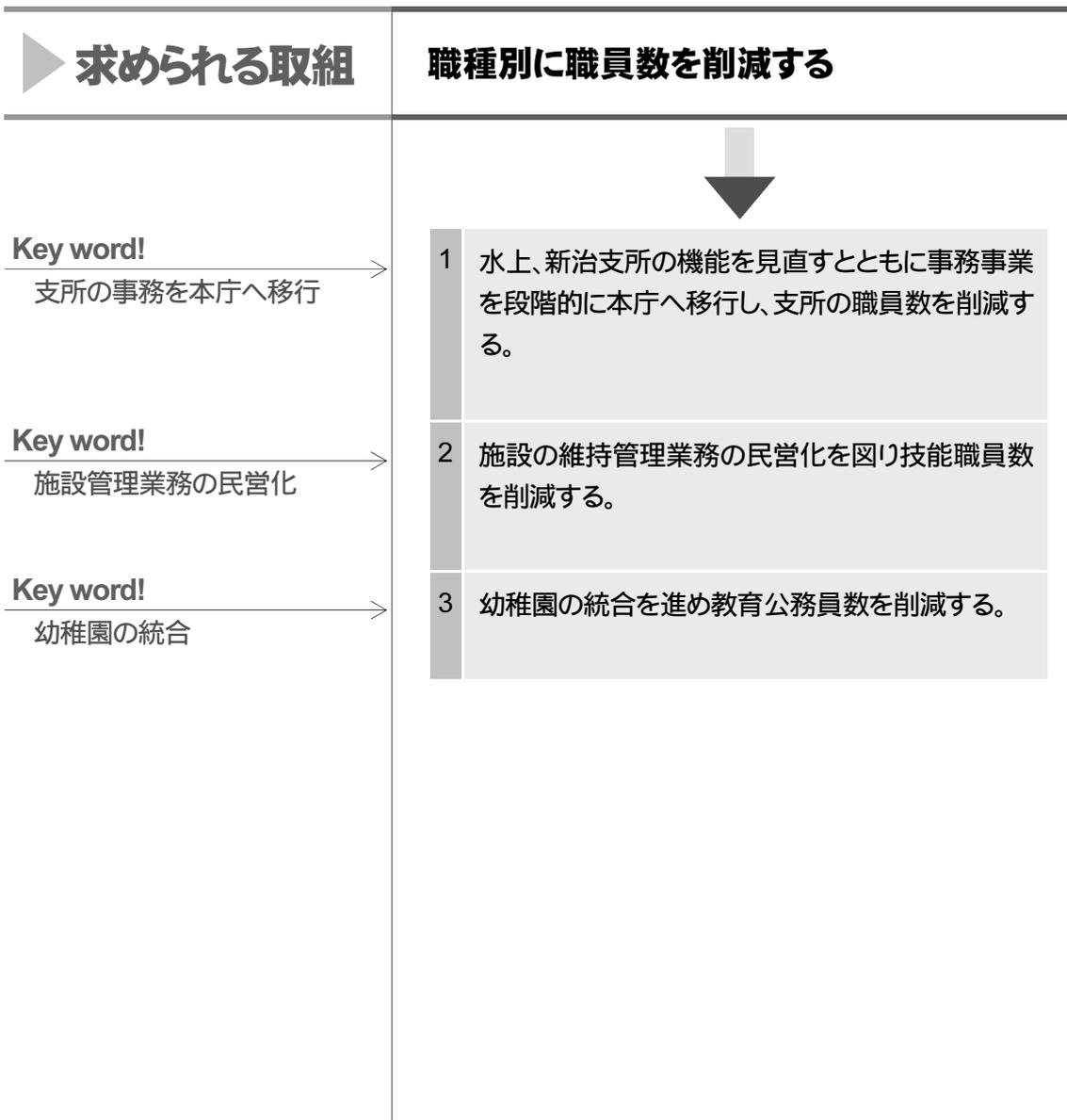


表-6 職員区分別職員数の目標

| | みなかみ町 | | | | | 類似団体 | |
|--------|------------------|-------|------------------|-------|-----------------|--------------------|-------|
| | H19 当初 | | H27 当初(目標値) | | 削減目標 (A)-(B) | H18 当初 | |
| | 職員数(A) | 構成比 | 職員数(B) | 構成比 | | 職員数 | 構成比 |
| 一般職員 | 272 ^人 | 92.5% | 190 ^人 | 95.0% | 82 ^人 | 162.0 ^人 | 95.2% |
| うち技能職員 | 40 | 13.6 | 18 | 9.0 | 22 | 16.4 | 9.6 |
| 教育公務員 | 22 | 7.5 | 10 | 5.0 | 12 | 6.3 | 3.7 |
| 臨時職員 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 1.9 | 1.1 |
| 計 | 294 | 100.0 | 200 | 100.0 | 94 | 170.2 | 100.0 |

注1) 市町村長等の特別職(4役)及び企業会計等の職員は含まれていません。
 注2) H27 当初の職員数は、住民基本台帳人口推計値20,000人を基に算定しています。



2 || 組織・機構と職員制度の改革

Key point! ▶▶▶

- ▶ 職員の純減に対応しうる協働体制を確立するため、グループ制の導入が必要です。

少数精鋭化に向けて、職員の資質を向上させ、組織を活性化することが必要になります。

■改革の必要性

財政規模は縮減しても、行政需要は多様化するとともに複雑で高度なものになっていきます。そして、これらの需要は組織に横断して発生しており、これまでのタテ割りの組織では十分な対応が難しくなると考えられます。

したがって、今後役場には広い視野に立った協調や連帯の機能、さらには簡素で効率的かつ柔軟性のある組織・機構の構築と運営が求められます。

このようなことから、組織機構の改革にあたっては、職員の純減(240人体制)に対応しうる協働体制を確立するため、組織をフラット化(グループ制)することが有効と考えられます。加えて、職員ひとり一人の資質を向上させ、人を活性化すれば今以上に効率的な行政運営が可能になります。

Key point! ▶▶▶

- ▶ 勤務成績評定制度の導入も視野にいれ、限られた人件費の中でメリハリのある給与制度改革が必要です。

地方公務員制度改革において、国は「地方分権の進展に対応して地方自治体の人事行政の能率的、適正な運営を図るため能力等級制を設ける」とし、実力主義の人事制度の導入を打ち出しています。町においても、人事院勧告で示された「職務給の8級制から6級制への移行」を実施し、条例主義に基づく職務職階制度を運用しています。しかしながら、職責に対応した職階制が形骸化していることは否めず、グループ制の導入を機に新たな給与制度の導入が必要と考えられます。

また、将来導入が予想される勤務成績評定制度の導入も視野にいれながら、限られた人件費の中でメリハリのある給与制度改革を考察します。

▷ 1 || 組織・機構の改革

Key point! ▶▶▶

- ▶ 町民に対して、合併による急激な変化をもたらせないような組織・機構を構築して運用してきました。

職員の削減は考慮せず、合併時の職員数で組織・機構を構築しました。

■現在の組織・機構

- 1 町村合併を理由として、住民サービスの提供方法を変えないため。
- 2 旧3町村の現状を踏襲した組織・機構を構築したため。
- 3 指揮、命令系統の明確化と細分化を図ったため。
(課長→参事→課長補佐→係長→課員)

| | |
|---|---|
| <p>求められる取組</p> | <p>1 5年を目途に総合支所方式を廃止(出張所) 2 課の削減と組織のフラット化(グループ制の導入) 3 介護支援、保健事業を本庁内に統合</p> |
| <p>Key word! 職員240体制の確立へ</p> | <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1 職員数の削減を想定し240人体制を確立する。</p> |
| <p>Key word! セクト意識の払拭を</p> | <p>2 セクト意識を払拭し、連帯と協調を重視した執行体制を確立する。</p> |
| <p>Key word! 有効な人材活用を</p> | <p>3 機動的かつ弾力的な行政運営を行うために、有効な人材活用を図る。</p> |
| <p>Key word! 目的志向型による行政運営へ</p> | <p>4 行政評価の導入を視野に入れて目的志向型の行政運営を目指す。</p> |
| <p>改革の基本方針</p> | |
| <p>Key word! 弾力的な組織・機構の構築</p> | <p>1 職員数の減少を想定します。</p> <p>早期退職の推進並びに新規採用を抑制により職員数が純減するため、これに対応した弾力的な組織・機構の構築と運用に努める。</p> |
| <p>Key word! 豊富な人的資源を活用</p> | <p>2 人的資源の有効活用を図ります。</p> <p>現時点で、町の職員数を類似団体と比較すると約100人超過している。これを言い換えれば、人的資源が豊富であり、懸案事業や新たな行政需要への対応を強化できる。</p> |
| <p>Key word! 横断的な組織・機構の構築</p> | <p>3 組織を肥大化させないようにします。(課を増やさない。)</p> <p>組織の簡素化と合理化に努めるとともに、総合的かつ横断的な組織・機構の構築と運用を図る。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>Key word! 5年後に支所は出張所へ</p> | <p>4 支所業務を縮小しながら本庁と支所の連携を強化します。</p> <p>広い面積に対応するために、本庁と支所の役割を明確にし、効率的な運営体制を確立する。また、段階的に支所の業務を本庁に移行し、5年後を目途に支所を出張所に変更する。</p> |
| <p>Key word! 総合計画に対応した体制</p> | <p>5 総合計画の推進体制を整備します。</p> <p>第1次みなかみ町総合計画の基本目標や施策を実現するために、計画の体系に即した組織・機構の構築と運用に努める。</p> |
| <p>Key word! 効率的な事務処理</p> | <p>6 事務処理の効率化と意志決定の迅速化を図ります。</p> <p>組織のフラット化や決裁規程、財務規則の見直しを進め、効率的な事務処理と迅速な意志決定を目指す。</p> |
| <p>Key word! 町民にわかりやすい体制</p> | <p>7 わかりやすい行政組織の構築に努めます。</p> <p>町民や外部から見て、業務内容や役割がわかりやすい組織・機構を目指す。グループ名に担当する業務を表記して、各グループの業務内容をわかりやすくします。</p> |
| <p>Key word! 内部監査の強化</p> | <p>8 内部監査機能の強化を図ります。</p> <p>マネジメントサイクル計画(plan)、実施(Do)、見直し・改善(Action)において、町の弱点と指摘されている検証・評価(See or Check)、の強化を図る必要があります。 ※行財政改革調査会の第5次答申から</p> |

新組織の案

新組織では、グループ制の導入を基本に、課・支所を14から12へ削減し、2室47係を1室27グループ(幼稚園保育園等の出先

機関を除く)に統合します。また、総合計画の施策を推進するために、各グループが所掌する事務事業を明確にします。

| 課名 | グループ名 | 事務事業内容 |
|----------|------------------------|--|
| 1 総務課 | 1 行政 | 秘書・渉外、訴訟・調停、行政区、広報・公聴、庁議、議案調整、人事・給与・福利厚生、公平委員会 等 |
| | 2 庶務・防災 ※選挙管理委員会事務局 | 法規、選挙、文書管理、情報公開・個人情報、消防・防災、防犯、交通 等 |
| | 3 管財 | 庁舎の管理、物品調達、公有財産管理、公有自動車管理、入札・契約、町有バス、町長車 等 |
| 2 総合政策課 | 1 企画財政 ※監査委員会事務局 | 総合企画・調整、総合計画、広域行政、予算編成、財政計画、組織機構・行財政改革、職員の定員管理、行政経営、統計 監査 等 |
| | 2 地域振興 | 地域振興、国際交流、都市間交流、芸術・文化交流、環境問題関連、自治基本条例・コミュニティ、情報基盤・地域情報化、土地開発公社 等 |
| 3 税務課 | 1 資産税 | 資産税の課税・徴収 等 |
| | 2 住民税 | 町民税の課税・徴収、源泉徴収所得税 等 |
| | 3 滞納整理室 | 町税等の滞納整理 等 |
| 4 保健福祉課 | 1 福祉・窓口 | 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録・管理、諸証明の交付、国民年金、各種相談、地域福祉、民生委員、生活保護、災害扶助、障害者福祉、児童福祉、男女共同参画 等 |
| | 2 医療・保健 | 国民健康保険、老人福祉、福祉医療、保健予防 等 |
| | 3 介護 | 介護保険・介護予防、包括支援センター、保健福祉センターの管理 等 |
| 5 生活環境課 | 1 環境 | 環境関係受付 ごみ収集、一般廃棄物、リサイクル、し尿処理 等 |
| | 2 上下水道 | 上水道、簡易水道、下水道、合併処理浄化槽 等 |
| 6 農政課 | 1 農政 ※農業委員会事務局 | 農地調整、農業委員会、農業振興、林業振興、畜産振興、農林業施設の管理 等 |
| | 2 農村整備 | 農道整備、土地改良事業、土地改良施設の管理、国土調査 等 |
| 7 観光商工課 | 1 観光商工 | 観光振興、商工業振興 等 |
| | 2 施設管理 | 観光施設の管理、温泉事業、スキー場事業 等 |
| 8 地域整備課 | 1 管理 | 道路・河川管理、公営住宅 等 |
| | 2 建設 | 道路・河川整備、治水・排水対策、砂防・急傾斜地対策 等 |
| | 3 都市計画 | 都市計画、土地利用・大規模開発、建築、景観、公園緑地、企業誘致 等 |
| 出納室 | 1 出納 | 歳入出納、歳出支払い、決算 等 |
| 9 議会事務局 | 1 庶務・議事 | 議会庶務、議事 等 |
| 10 教育委員会 | 1 総務・学校 | 教育委員会庶務、教育財産、教育行政相談、学校経営、学校教育、給食センター、幼稚園・保育園 等 |
| | 2 生涯学習 | 生涯学習、社会教育、青少年育成、文化振興、公民館、文化財、社会体育 等 |
| 11 水上支所 | 1 庶務・住民サービス | 町税等、住民登録、印鑑登録・証明、福祉・住民相談 等 |
| | 2 建設・産業 | 町道、公営住宅、農業振興、農林業施設・土地改良施設の管理、上下水道 等 |
| 12 新治支所 | 1 庶務・住民サービス | 町税等、住民登録、印鑑登録・証明、福祉・住民相談 等 |
| | 2 建設・産業 | 町道、公営住宅、農業振興、農林業施設・土地改良施設の管理、上下水道 等 |

表-7 総合計画の主要施策と担当課

| 基本目標 | 主要施策 | 担当課 |
|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 1 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち | 1 地域の支え合いで安心して暮らせるまち | 保健福祉課 |
| | 2 健やかに生き生きと人が輝くまち | 保健福祉課 |
| | 3 安全に安心して暮らせるまち | 総務課 保健福祉課 |
| 2 豊かな自然と共有するまち | 1 自然と都市的機能が調和するまち | 地域整備課 |
| | 2 豊かな自然と共生する快適なまち | 総合政策課 地域整備課 生活環境課 |
| 3 交流による魅力と活力にあふれるまち | 1 地域資源で交流の輪を発信するまち | 総合政策課 観光商工課 |
| | 2 多様な交流で人が賑わうまち | 総合政策課 |
| 4 産業が育ち持続するまち | 1 持続的で魅力のある産業が育つまち | 農政課 観光商工課 |
| | 2 働く人を迎え育むまち | 観光商工課 地域整備課 |
| 5 豊かな心と文化を育むまち | 1 心豊かな子どもを育むまち | 教育委員会 |
| | 2 誰もがいきいき自己を実現するまち | 教育委員会 |
| | 3 歴史と文化を守り育むまち | 教育委員会 |
| 6 住民とともに歩む健全なまち | 1 住民が自ら考え、決定し、行動するまち | 全課 教育委員会 |
| | 2 行財政改革でゆとりのあるまち | 総合政策課 |

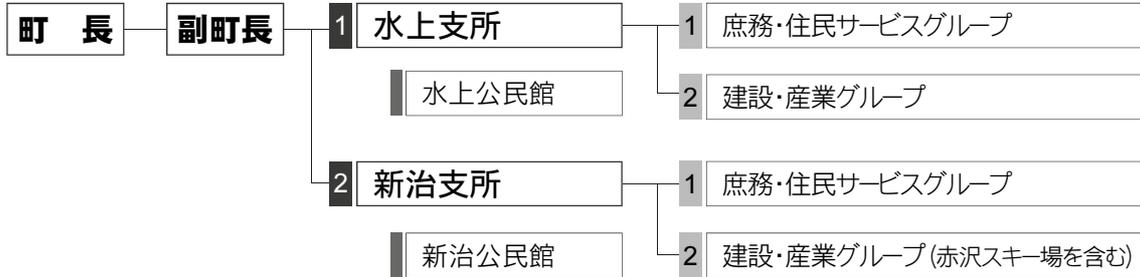
新組織・機構図

1 町長部局〈本庁舎〉

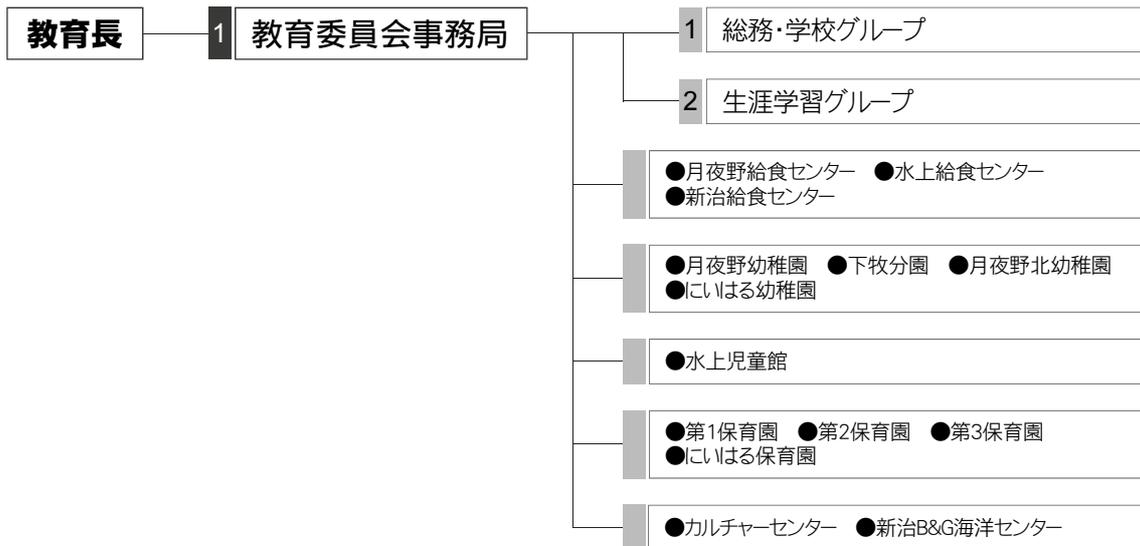
平成20年4月1日実施予定



2 町長部局〈支所〉



3 教育委員会部局



5 議会



6 出納室



▷ 2 || 人事・給与制度の改革

Key point! ▶▶▶

▶ 平等ではなく、公平性を目指した人事給与制度を構築する必要があります。

優秀な人材を確保し、有能な職員を育てる環境づくりが必要です。

フェアな競争のもとで切磋琢磨し、年功序列から能力実証主義へ転換する仕組づくりが必要です。

■改革の必要性

8級制から新6級制への移行により給料表の上限額が抑制されました。しかしながら、旧8級制の下で受けていた給料が保障される現給保障制度が継続されているため、職責に応じた給与制度に弊害が生じています。

①現給保障により、役職にある職員とこれ以外(主幹職)の給料が逆転しているか若しくはその差がなく、職員のモチベーションの低下が危惧されます。(役職に昇格しても給与面でメリットがない)

②将来的に職員数が削減する中で、質の高い行政運営を行うためには職員の少数精鋭化が必要不可欠とされています。このため、優秀な人材確保や有能な幹部職員を育成する観点からも、年功序列から職責に応じた人事給与制度に改革する必要があります。

また、政府の重要課題として公務員制度改革があげられており、地方公務員に対しても今まで以上に能力実証主義の徹底が求められます。今後は自己啓発や研修制度の充実により職員ひとり一人の能力を高めるため、人事評価(目標管理制度による評価)を導入する必要があります。

▶ 求められる取組

- 1 わかりやすい職務職階制度へ改革
- 2 職責に応じた管理職手当・期末勤勉手当の見直し
- 3 期末手当0.4月カットの特例措置を廃止
- 4 職員の自己啓発と研修制度の充実
- 5 人事評価による新たな勤勉手当支給率の導入



Key word!

職責に応じた職務職階制へ

1 職を簡素化し、年功序列ではなく職責に応じた新6級制の運用に改革する。

Key word!

職責や実績に応じた手当を

2 新たな組織機構の運営を円滑に行うために、職責や実績(人事評価)に応じた手当を支給する。

Key word!

期末勤勉手当の正常化

3 財政状況を勘案しながら、期末手当0.4月カットの特例措置を廃止する。

Key word!

人材育成と目標管理制度の導入

4 職員ひとり一人の能力を高め、優秀な人材を育成するため、職員研修制度を充実させるべきである。また、人事評価をするための目標管理制度を導入する。

人事・給与制度改革の素案

Key point! ▶▶▶

- ▶ 複雑な職制度を簡素化し、各職における職責を明確にします。
グループ制を導入してGLの職責を重要視することで、課長は懸案事項や政策立案に専念できる体制を整備します。

1 新たな職制度の提案

| 職 | 内容 |
|--------------------------|--|
| 課長・支所長 | 所属職員を指揮監督する。 |
| 次長・室長(兼GL) | 課長を補佐し、GLを統括する。グループメンバーを指揮監督し、課の所管事務を掌理する。 |
| 課長補佐(GL) 園長・館長・所長(GL) | 課長を補佐し、グループを統括する。メンバーを指導し、課の所管事務を掌理する。 |
| 課長補佐 | GLを補佐し、グループの事務を処理する。 |
| 係長 | 課長補佐、GLを補佐し、グループの事務処理する。 |
| 主幹 | グループの分担事務に従事する。 |
| 主査 | グループの分担事務に従事する。 |
| 主任 | グループの分担事務に従事する。 |
| 主事 | グループの分担事務に従事する。 |
| 保健師 | グループの分担事務に従事する。 |
| 栄養士 | グループの分担事務に従事する。 |
| 看護師 | グループの分担事務に従事する。 |
| 教諭 | グループの分担事務に従事する。 |
| 保育士 | グループの分担事務に従事する。 |
| 社会福祉士 | グループの分担事務に従事する。 |
| 主事補 | 分担事務に従事する |
| 技師 | 分担事務に従事する。 |
| 運転手 | 自動車の運転に従事する |
| 清掃夫 | 分担業務に従事する。 |
| 用務員 | 雑務に従事する |

Key point! ▶▶▶

- ▶ 管理職手当を定額化することで、町の経営スタッフとしての職責を明確にします。

2 職責に応じた管理職手当の提案～定額化

| みなかみ町 | | 沼田市(参考) | |
|----------|---------|---------|---------|
| 職 | 金額 | 職 | 金額 |
| 課長・支所長 | 62,300円 | 部長級 | 77,400円 |
| 次長・室長 | 51,900円 | 課長級 | 62,300円 |
| 課長補佐(GL) | 49,600円 | 課長補佐 | 49,600円 |

Key point! ▶▶▶

- ▶ 職務に応じた職責とするため、職務の級と内容を明確にします。

3 新たな職制度の提案

| 職務の級 | 職務の内容 |
|------|---|
| 1級 | 1 主事、主事補の職務 2 定型的な業務に従事する者及び相当の技能又は経験を必要とする業務に従事する者の職務 |
| 2級 | 1 主任の職務 2 高度な技能又は経験を必要とする業務に従事する者の職務 |
| 3級 | 1 主査の職務 2 特に高度な技能又は経験を必要とする業務に従事する者の職務 |
| 4級 | 主幹又はこれの相当する職務 |
| 5級 | 課長補佐、係長の職務 |
| 6級 | 課長、支所長、次長、室長の職務 |

Key point! ▶▶▶

- ▶ 職責に応じた加算割合を運用することで、職責を明確にします。

4 新たな期末勤勉手当—加算基礎額の提案

| 職員 | 加算割合 |
|-------------------------------|---------|
| 職務の級6級の職員で、課長、支所長の職にある者 | 100分の15 |
| 職務の級6級及び5級の職員で、室長・次長・GLの職にある者 | 100分の13 |
| 職務の級5級の職員 | 100分の10 |
| 職務の級4級及び3級の職員 | 100分の5 |

Key point! ▶▶▶

- ▶ 実績に基づく新たな勤勉手当の支給率を導入します。

5 人事評価に基づく新たな勤勉手当の支給方法

係長以上(H18以降、現給保障を受けている者を含む)を対象に目標管理制度を導入し、実績(達成度)に基づく支給率を適用する。

Key point! ▶▶▶

- ▶ 少数精鋭化に向けて職員ひとり一人の能力を向上させなければなりません。
「話し合える、助け合える、分かち合える」グループとするため、GLの役割が重要です。

6 職員の自己啓発と研修制度の充実

少数精鋭化を目指し効率的な行政運営を行うためには、職員ひとり一人の能力を高める必要がある。このため、職責や経験年数に応じた研修制度を構築する。

また、グループ制を効果的に運用するためには、「話し合える、助け合える、分かち合える」グループとしなければならない。これを実現するためにはリーダー(GL)の役割が極めて重要であり、GLを対象とした研修を早期に実施する。

3 || 公共施設の統廃合

Key point! ▶▶▶

- ▶ 厳しい財政状況の中、公共施設の効率的な運営を図るため、そのあり方や運営方法を抜本的に見直す必要があります。

合併前の旧月夜野町、水上町、新治村においては、住民ニーズに応じた行政サービスを提供するため、集会施設、文化体育施設、福祉施設及び観光施設等の公共施設を積極的に設置し、効率的な管理運営とサービスの向上に努めてきました。

しかしながら、厳しい財政状況のもとで合併した「みなかみ町」には、限られた財源や人材を真に必要な分野に重点的に活用することが求められており、公共施設についても統廃合や、より効率的な管理運営を図らなければなりません。また地方自治法の改正に伴い、公の施設に「指定管理者制度」が導入され、民間事業者が管理主体の対象となったことから、その運営方法についても抜本的な見直しが可能となっています。

このようなことから、町の公共施設について、民間委託、廃止、移譲(民営化)、統合、及び他用途への転用など、施設のあり方や方向性を検討し、抜本的な見直しを行う必要があります。

▷ 1 || 検討の対象施設

この行動指針において対象とする公共施設は、集会施設、文化・体育施設、福祉施設、観光施設とし、学校、保育所、幼稚園、給食センター等の教育関連施設については、組織・機構改革及び定員管理計画において、その方向性を取り上げるものとします。

▷ 2 || 管理運営等の見直しについて ~基本方針~

Key point! ▶▶▶

- ▶ 利用実態を検証し、町が管理すべき施設、廃止すべき施設、民間や行政区へ移譲すべき施設等を検討する必要があります。

■施設のあり方

施設の設置目的、利用状況、類似施設の整備状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、町が引き続き当該施設を運営する必要があるかどうかについて検証し、公共施設としての意義が希薄化している、または失われている施設については、「廃止」又は「移譲(民営化)」を検討します。なお、行政区等の集会施設、その利用実態からみて、実質、行政区の所有施設となっているものは、行政区への移譲の可能性についても検討します。

Key point! ▶▶▶

- ▶ 施設の運営方法を検討する際、住民ニーズを把握し、利用者の利便性確保や運営コストを考慮し、より効率的な管理運営を検討する必要があります。

■管理運営方法

町が引き続き設置運営する必要がある施設について、利用者の利便性を確保するとともに、運営コストを考慮した管理運営を図るため、管理運営方法の基本的な考え方と留意点を示し、より効率的な管理運営をめざします。

■基本的な考え方

- 1 民間に任せたほうが効率的・効果的に業務執行できるものは積極的に民間に任せ、民間委託を推進する。(指定管理者制度の導入等)
- 2 民間委託によるメリットが期待できない施設については、直営(業務委託を含む)で施設の管理を行う。
- 3 直営または民間委託により運営する施設において、目的や利用形態が類似した施設について、統廃合の可能性を検討する。

■留意点

- 1 施設利用に関し、住民ニーズの把握とPRが十分に行われていること。
- 2 使用料等の受益者負担額が適正であること。

▷ 3 || 見直しの手続き

Key point! ▶▶▶

- ▶ 最終的には、「公共施設の統廃合等検討委員会」を設置して公共施設の統廃合等について総合的に検討することになりますが、見直しを行う際には、公平性と透明性を確保する必要があります。

施設の財務や利用の状況を明らかにし、受益者の負担割合や町の運営コストを算出するなど、費用対効果を検証し、施設のあり方や管理運営方法など、今後の方向性について総合的に検討し見直しを進めます。なお、見直しに際しては公平・公正性と透明性を確保しなければなりません。

スケジュールについては、「集中改革プランの推進について」に示した作業スケジュールに基づき庁内で作業を進め、公共施設の統廃合等検討委員会で廃止、統廃合等の最終的な検討を行うものとします。なお、統廃合の可能な施設については平成20年度から実施します。

▷ 4 || 管理運営の方向性を示す区分

Key point! ▶▶▶

- ▶ 担当課によって検証した各施設のランクを参考に、公共施設の統廃合等検討委員会で運営方法を検討することになります。

| ランク | 説明 |
|-----|------------------------------------|
| A | 町の直営により運営 |
| B | 指定管理者制度を導入して運営 |
| C | 町の経費負担が生じている状況が改善されなければ、5年後を目処に統廃合 |
| D | 平成20年度に統廃合を実施 |

▷ 5 || 現状把握と有効活用を図るための問題点

Key point! ▶▶▶

- ▶ 公共施設のあり方や運営方法を抜本的に見直すためには、現状を把握する必要があります。

Key point! ▶▶▶

- ▶ 担当課において、公共施設の方向性を示すランク付けを行うことで、「公共施設の統廃合等検討委員会」で最終的に検討するための基礎資料を作成します。

■公共施設の現状把握

平成19年3月、187の公共施設(本庁・2支所を除く)について、運営方法や事業目的、整備時の財源内訳、人件費を含めたランニングコスト、施設を継続して運営する場合及び統廃合した場合の課題と方向性等に係る調査を実施し、公共施設の現状を把握しました。

■公共施設の方向性を示すランク付け

現在、187の公共施設のうち、町の直営により運営している施設が126か所、指定管理者制度を導入している施設が43か所、行政区が管理している施設が17か所、その他の施設が1か所という現状があります。

今後、これらの公共施設を有効的に活用していくため、各施設の担当課で運営方法等を検討し、方向性を示すランク付けを行いました。その結果は下表のとおりです。

表一 公共施設のランク付け

| 区分 | 施設数 (検討結果) | 現在の運営方法 | |
|-------|---------------|---------|-------|
| | | 直営 | 指定管理等 |
| A ランク | 48施設 | 48施設 | なし |
| B ランク | 104施設 | 47施設 | 57施設 |
| C ランク | 25施設 | 22施設 | 3施設 |
| D ランク | 10施設 | 10施設 | なし |

注)上記の検討結果による施設の方向性を示すランク付けは、施設の運営方法等に関する最終的な方向性ではなく、「公共施設の統廃合等検討委員会」への参考資料として使用するためのものです。

■施設の有効活用を図るための問題点

今回の調査結果によると、公共施設を効率的に運営していくうえで、次のような問題点が考えられます。

- 1 町議会の行財政改革特別委員会では、「地域の理解を得たうえで、最低でも60施設を統廃合すべきである。」と報告しているが、今回の調査において、統廃合が可能な施設としてランク付けされたのは35施設にとどまっている。そのため、今後、担当課において、更に公共施設の統廃合について検討を必要とすること。
- 2 直営の施設については、類似した用途の施設が多いことから、運営コストが多額に及んでいることは勿論のこと、施設内の空きスペースが多いことから、民間やNPO等へ賃貸し有効的に活用されることが考えられるが、既成概念にとらわれ、新たな活用方法が検討されずにいること。

3 指定管理者制度を導入している施設については、委託料や土地使用料などが発生している施設が多く、制度を導入しても、業務委託を行っていたときと経費面での削減が見られないこと。

4 施設のお大半が、国庫補助金等を受けて整備されており、今後、住民ニーズに対応した活用を考えた場合、大きな支障となること。
※この問題は、国が関与しており、町の一存で方向性を決めることが困難であるため、国の対応の現状を次項で説明します。

Key point! ▶▶▶

▶ 公共施設のうち、国庫補助金等を受けて整備した施設については、「補助金適正化法」による処分制限という大きな問題が生じることになります。

■国庫補助等を受けて整備した施設について

公共施設の方向性を示すランク付けを行い、今後、施設の有効活用を図るための最終的な検討を行う場合、大きな問題となるのが、国庫補助金等を受けて整備した施設の用途変更や廃止等に係る処分制限です。

本町では、調査を実施した187の公共施設のうち、121の施設が国庫補助金等を受けて整備されています。

これらの施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)」による処分制限期間等の制限があり、施設の処分制限期間は、補助金等の交付の目的及び施設等の耐用年数を勘案して各省庁の長が定めることになっています。

これらにより、施設の用途変更や廃止等、地域の実情に応じた有効的な活用が図れないという問題が生じます。

Key point! ▶▶▶

▶ 各省庁の定める施設の処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数」を基礎数値としています。

■国庫補助等による施設の処分制限について

下記の補助金適正化法及び施行令のとおり、施設の処分制限期間は、各省庁の長が定めることになっており、財務省令で定める「減価償却資産の耐用年数」を基礎として、これに補助金の交付目的を勘案して算出されています。

各省庁が所管する主な施設の処分制限期間は、表-2のとおりです。

■補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定

補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省庁の長の承認を得ないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。

■補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項の規定

法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省庁の長が定める期間を経過した場合

表-2 各省庁所管施設の処分制限期間の主な例

| 省庁名 | 施設名 | 制限期間 |
|-------|-----------------|------|
| 環境省 | 一般廃棄物処理施設 | 30年 |
| 厚生労働省 | 保育所(木造) | 22年 |
| | 児童館(RC造) | 50年 |
| 国土交通省 | 下水道処理場(建物) | 50年 |
| | 下水道処理場(ポンプ施設等) | 7年 |
| 農林水産省 | 農業集落排水処理施設 | 30年 |
| | 農村環境改善センター(RC造) | 50年 |
| 文部科学省 | 学校校舎(RC造) | 60年 |
| | 学校校舎(木造) | 24年 |

Key point! ▶▶▶

- ▶ 施設の耐用年数を経過する前に、施設の用途変更や取り壊しを行う場合、残存簿価分の多大な補助金返還を求められます。

これらの処分制限期間は、施設の有効活用を図るための用途変更や統廃合を行ううえで、大きな支障となります。また、処分制限期間を満たしていない施設の用途変更や取り壊しを行う場合には、残存簿価分の補助金を返還しなければならず、多大な費用を要することになります。

※公立学校施設整備費補助を受けて整備した施設(学校施設など)については、「地方分権特例制度(パイロット自治体)」により、変更用途を限定した処分制限期間の短縮化など、若干の緩和措置が図られていますが、自治体の望んでいるような幅広い用途への変更は認められていません。

Key point! ▶▶▶

- ▶ 国庫補助金等を受けて整備した施設の処分制限等について、総務省は各省庁に対し、その運用を緩和するための申し入れを行いました。

■総務省による各省庁への申し入れ

このように、国庫補助金等を受けて整備した施設を有効活用できないという現状があり、全国的にも、実際に補助金の返還が生じたり、施設の用途変更を断念しなければならぬという事例が多く見られます。

こうした背景をもとに、総務省は平成19年8月、「平成20年度の地方財政措置について」の中で、「公共施設の転用又は用途廃止時における国庫補助負担金制度の改善」として、各省庁に対し、申し入れを行いました。

Key point! ▶▶▶

- ▶ 各省庁の制度運用は改善されず、地方公共団体の自主・自立を高める国の政策は、各省庁間で矛盾を生んでいます。

■国の政策における各省庁間の矛盾

しかし、依然として各省庁の補助金制度運用は緩和されず、各省庁間でそれぞれ異なる運用がなされており、統一性や明確性に欠けています。

また、合併特例法及び合併新法により、8年後には、普通交付税が合併算定替から一本算定へと向い、短期間で大幅な経費削減を行わなければならないにもかかわらず、各省庁が定める施設の処分制限期間は長期に渡っている現状があり、地方公共団体の自主性・自立性を高めるための国の政策は、各省庁間で矛盾を生んでいます。

Key point! ▶▶▶

▶ 国に対し、制度運用の改善を求める働きかけを行わなければなりません。

■国への働きかけ等

こうしたことから、国庫補助金等を受けて整備した施設の耐用年数について、弾力的に運用することや、住民のニーズに応じた有効活用を図るために、地方公共団体の自主的な判断によって、用途変更や統廃合が行えるように補助金制度の運用について改善を図るため、国へ働きかけることが重要になります。

▶ 求められる取組

- 1 統廃合を含め、施設の運営方法を抜本的に見直す**
- 2 運営方法に応じて施設を有効活用する**
- 3 アセットマネジメントシステムを構築する**

Key word!

施設の存続価値について再検討

1 公共施設としての意義が希薄化している、更には失われている施設かどうか、担当課による検証を強化し、町議会行政改革特別委員会の報告内容(60施設の統廃合)を反映できるように、施設の統廃合について再度、検討する。

Key word!

公共施設の使用料を増収

2 直営の公共施設については、運営コストを考慮し、適正な使用料等受益者負担額の設定に努め、使用料の増収を図るべきである。
また、民間やNPO等に施設の空きスペースを賃貸することで、施設の有効活用と使用料の増収を図る。

Key word!

指定管理料の節減

3 指定管理者制度を導入している施設については、指定管理料の節減を図るとともに、管理者と設置者の役割を明確にし、負担の考え方をマニュアル化すべきである。
また、指定管理料の軽減が図れない場合は、指定管理者の変更を検討する。

管理運営の考え方フローチャート(マネジメントサイクル)と問題点

Key point!

人口の増加や行政需要が高まる時代に急速に整備された。

Key point!

町村合併、人口減少、財政状況などの環境変化にともない、需要のミスマッチが生じている。

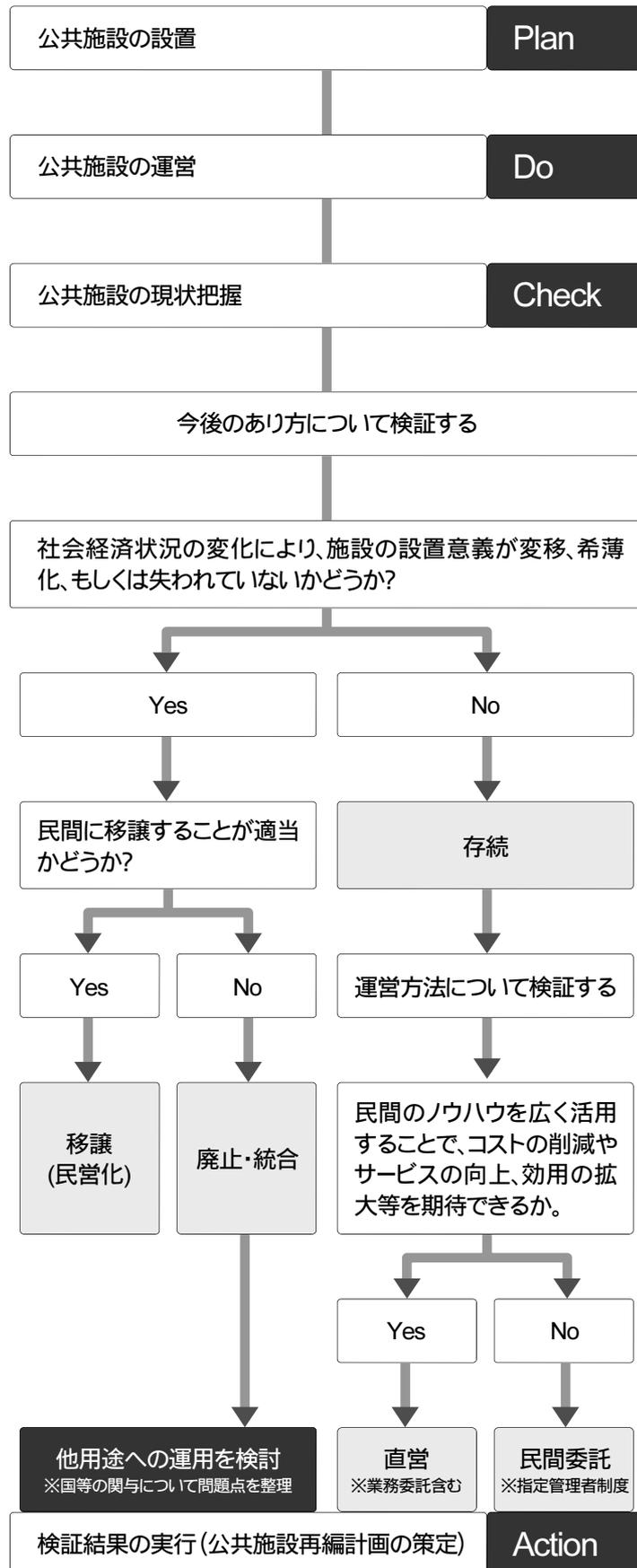
Key point!

今回の公共施設調査により、この段階までは実施できたものの、この後の進め方において、多くの問題点が生じている。
その問題点は、次のとおり。

- 1 現在の施設台帳には、サービスの効用面における情報が整理されていないため、施設の必要性を判断するのが困難な状況である。
- 2 施設台帳が一元的に整備されておらず、担当課が個別に整備している。
- 3 個別管理では、公共施設全体における利用度など統一的な基準がなく、住民にとっての重要性など優先順位が付けづらい。
- 4 公共施設全体の優先順位が明確化していないことから、予算編成に反映させることが困難となっている。
- 5 施設のあり方について、対症療法的な対応をすることになる。
- 6 住民にとって最適な施設の活用と効率性や効果を考慮したサービスの提供ができない。

↓

個別の施設について見直しを行うだけにとどまらず、公共施設の総合的な効率化を目指す必要があり、アセットマネジメントの視点に立った公共施設再編計画を策定する必要がある。



アセットマネジメントシステムの構築等に関する取り組み

| | |
|---|--|
| <p>Key word! アセットマネジメント</p> | <p>1 管理運営の考え方フローのとおり、公共施設全体を、経営的視点から総合的に企画、管理、運営、活用、処分するシステムを構築し、将来的に発生する費用を的確に予測することで、施設経費の縮減に取り組む。 ※アセットマネジメントシステムの構築</p> |
| <p>Key word! 公共施設全体を一元的に管理</p> | <p>2 施設の個別管理については、従来のとおり担当課が行ってもかまわないが、公共施設全体を一元的に管理するセクションを設置する。 ※横断的に指揮命令し、管理できるセクション</p> |
| <p>Key word! 担当課による再編計画</p> | <p>3 担当課は、国の関与する施設を含め、そのあり方について再度検証し、既成概念にとらわれない施設の有効的な活用方法を検討する。 Step 1 国が関与している施設かどうか検証する。 Step 2 国が関与している施設だからといって、有効的な活用方法についての検討をあきらめることなく、その施設が本来どのように活用されるべきなのか、確固たる信念をもって再編計画を策定する。 Step 3 施設の再編計画をもって、国の関与による制限に関し、その緩和について強く働きかける。 ※国の補助金等を受けて整備した施設でも、町が設置した責任において、その施設が有効的に活用されることが、住民にとって最も重要であることを国に対し強く訴える。</p> |
| <p>Key word! 施設評価</p> | <p>4 公共施設全体を一元的に管理するセクションは、施設の利用状況や住民にとっての必要性を経年的に把握し、施設を細かく評価する仕組みをつくり、担当課が実施する業務の効果性や効率性についても継続してチェックする。</p> |
| <p>Key word! 公共施設再編計画</p> | <p>5 厳しい財政状況の中、将来の財政負担や人口減少などの環境変化の予測を考慮し、施設台帳のデータや施設の評価を基に、企画部門が公共施設再編計画を策定する。</p> |

公共施設一覧

1 町が直接管理・運営している施設

総務課

| | | | |
|---|------------------------|--------|-------|
| 1 | ヘリポート 補助等 国県補助なし | 開設 H2年 | 築 17年 |
|---|------------------------|--------|-------|

環境課

| | | | |
|---|-----------------------|---------|-------|
| 2 | 町有墓地 補助等 国県補助なし | 開設 S38年 | 築 44年 |
|---|-----------------------|---------|-------|

| | | | |
|---|---|---------|------|
| 3 | 奥利根アメニティパーク 補助等 (国)廃棄物処理施設整備事業 地方債 | 開設 H10年 | 築 9年 |
|---|---|---------|------|

| | | | |
|---|----------------------|---------|-------|
| 4 | 水上火葬場 補助等 【不明】 | 開設 S42年 | 築 40年 |
|---|----------------------|---------|-------|

| | | | |
|---|-------------------------------|---------|-------|
| 5 | 新治火葬場 補助等 (国)厚生福祉施設整備事業 | 開設 S59年 | 築 23年 |
|---|-------------------------------|---------|-------|

保健福祉課

| | | | |
|---|----------------------------|---------|-------|
| 6 | 屋内ゲートボール場 補助等 国県補助なし | 開設 S64年 | 築 18年 |
|---|----------------------------|---------|-------|

| | | | |
|---|----------------------------------|---------|------|
| 7 | 保健福祉センター 補助等 国県補助なし 地方債 | 開設 H14年 | 築 5年 |
|---|----------------------------------|---------|------|

| | | | |
|---|---|---------|-------|
| 8 | 水上保健センター 補助等 (国)保健衛生施設等施設整備事業 (県)補助事業 地方債 | 開設 S56年 | 築 26年 |
|---|---|---------|-------|

| | | | |
|---|---|---------|-------|
| 9 | 新治保健センター 補助等 (国)保健衛生施設等施設整備事業 (県)補助事業 地方債 | 開設 S55年 | 築 27年 |
|---|---|---------|-------|

| | | | |
|----|------------------------------|--------|-------|
| 10 | 高齢者生きがいセンター 補助等 国県補助なし | 開設 H1年 | 築 18年 |
|----|------------------------------|--------|-------|

| | | | |
|----|---|--------|-------|
| 11 | 高齢者婦人センター 補助等 (国)新山村振興農林漁業対策事業 地方債 | 開設 H6年 | 築 13年 |
|----|---|--------|-------|

| | | | |
|----|---------------------------------------|---------|-------|
| 12 | 高齢者会館 補助等 (県)高齢者健康管理施設事業 地方債 | 開設 S58年 | 築 24年 |
|----|---------------------------------------|---------|-------|

| | | | |
|----|-----------------------------------|---------|-------|
| 13 | 老人福祉センター 補助等 (県)社会福祉施設等整備事業 | 開設 S51年 | 築 31年 |
|----|-----------------------------------|---------|-------|

農政課

| | | | |
|----|--|---------|------|
| 14 | 集落水辺環境施設恋越公園 補助等 (国)農村総合整備事業 (集落環境) 水辺環境施設 | 開設 H10年 | 築 9年 |
|----|--|---------|------|

| | | | |
|----|--|---------|-------|
| 15 | 農業者等健康増進施設(川上) 補助等 (国)農業村落振興緊急対策事業 | 開設 S55年 | 築 27年 |
|----|--|---------|-------|

| | | | |
|----|---|---------|-------|
| 16 | 農林漁業者等健康増進施設(綱子) 補助等 (国)第三期山村振興対策事業 | 開設 S58年 | 築 24年 |
|----|---|---------|-------|

農政課

| | | | |
|----|---|---------|-------|
| 17 | 農業者トレーニングセンター(藤原) 補助等 (国)新農業構造改善事業 | 開設 S59年 | 築 23年 |
| 18 | 水上清流公園(条例なし) 補助等 (国)中山間地域農村活性化総合整備事業 | 開設 H8年 | 築 11年 |
| 19 | 新治農村環境改善センター 補助等 (国)農村総合整備事業 (県)補助事業 地方債 | 開設 H4年 | 築 15年 |
| 20 | 多目的集会施設 補助等 (国)第三期山村振興農林漁業対策事業 | 開設 S60年 | 築 22年 |
| 21 | 水上北部改善センター 補助等 (国)山村地域農林漁業特別対策事業 | 開設 S51年 | 築 31年 |
| 22 | 水上中部生活改善センター 補助等 (国)山村地域農林漁業特別対策事業 | 開設 S49年 | 築 33年 |
| 23 | 水上南部生活改善センター 補助等 (国)山村地域農林漁業特別対策事業 | 開設 S50年 | 築 32年 |
| 24 | 水上集落センター 補助等 (国)農用地利用増進特別対策事業 | 開設 S57年 | 築 25年 |
| 25 | 阿能川林業集会所 補助等 (国)新林業構造改善促進対策実験事業 | 開設 S57年 | 築 25年 |
| 26 | 小日向林業集会所 補助等 (国)新林業構造改善促進対策実験事業 | 開設 S55年 | 築 27年 |
| 27 | 資源リサイクルセンター 補助等 (国)資源リサイクル畜産環境整備事業 地方債 | 開設 H17年 | 築 2年 |
| 28 | 大峰牧場 補助等 (国)団体営草地開発整備事業 (県)小規模草地改良事業 | 開設 S47年 | 築 35年 |
| 29 | 月夜野結婚の森 補助等 (県)補助事業 | 開設 H2年 | 築 17年 |
| 30 | 新治結婚の森 補助等 (県)補助事業 | 開設 H2年 | 築 17年 |

観光商工課

| | | | |
|----|---|---------|-------|
| 31 | 国民休養施設 補助等 (国)水源地域整備事業費交付金 【水資源開発公団奈良俣ダム建設所を取得改修】 | 開設 H3年 | 築 16年 |
| 32 | 赤沢スキー場施設 補助等 (国)新林業構造改善促進対策実験事業 | 開設 S55年 | 築 27年 |
| 33 | 藤原湖畔公園蟹掛テニスコート 補助等 国県補助なし | 開設 H4年 | 築 15年 |
| 34 | 藤原湖畔公園西多目的広場 補助等 【H19.1.19国交省との協定により町に移管】 | 開設 H6年 | 築 13年 |
| 35 | 藤原西公園横山グラウンド 補助等 【H19.1.19国交省との協定により町に移管】 | 開設 H4年 | 築 15年 |

観光商工課

| | | | |
|----|---|---------|-------|
| 36 | 藤原西公園ゲートボールコート 補助等 〓 【H19.1.19国交省との協定により町に移管】 | 開設 H4年 | 築 15年 |
| 37 | 山口第二町営テニスコート 補助等 〓 (県)観光施設整備補助 | 開設 H2年 | 築 17年 |
| 38 | 関ヶ原町営テニスコート 補助等 〓 (県)観光施設整備補助 | 開設 H2年 | 築 17年 |
| 39 | 谷川町営テニスコート 補助等 〓 (県)観光施設整備補助 | 開設 S59年 | 築 23年 |
| 40 | 観光会館 補助等 〓 (県) | 開設 S45年 | 築 37年 |
| 41 | 温泉センター(三峰の湯) 補助等 〓 国県補助なし | 開設 H3年 | 築 16年 |
| 42 | 須川宿資料館 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 | 開設 S62年 | 築 20年 |

地域整備課

| | | | |
|----|--|---------|-------|
| 43 | 蟹杵児童公園 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 | 開設 S60年 | 築 22年 |
| 44 | 大中島公園 補助等 〓 (国)都市公園事業 〓 地方債 | 開設 H10年 | 築 9年 |
| 45 | 矢瀬親水公園 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 | 開設 H10年 | 築 9年 |
| 46 | 真政河原児童公園 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 | 開設 H10年 | 築 9年 |
| 47 | 総合公園 補助等 〓 (県)ナイター証明補助事業 〓 地方債 | 開設 H10年 | 築 9年 |
| 48 | 寺間運動公園 補助等 〓 (国)都市公園事業 〓 地方債 | 開設 H16年 | 築 3年 |
| 49 | 忠霊塔公園 補助等 〓 (国)まちづくり交付金事業 | 開設 H19年 | 築 0年 |
| 50 | 矢瀬団地 補助等 〓 (国)公営住宅建設事業費補助金 〓 地方債 | 開設 S53年 | 築 29年 |
| 51 | 第2矢瀬団地 補助等 〓 (国)公営住宅建設事業費補助金 〓 地方債 | 開設 S60年 | 築 22年 |
| 52 | 第3矢瀬団地 補助等 〓 (国)公営住宅建設事業費補助金 〓 地方債 | 開設 S61年 | 築 21年 |
| 53 | 上河原団地 補助等 〓 (国)公営住宅建設事業費補助金 〓 地方債 | 開設 S56年 | 築 26年 |
| 54 | 上牧団地 補助等 〓 (国)公営住宅建設事業費補助金 〓 地方債 | 開設 H4年 | 築 15年 |

地域整備課

| | | | |
|----|---|---------|-------|
| 55 | 高日向団地 補助等 (国)公営住宅建設事業費補助金 地方債 | 開設 S45年 | 築 37年 |
| 56 | 大穴団地 補助等 (国)公営住宅建設事業費補助金 地方債 | 開設 S53年 | 築 29年 |
| 57 | 鹿野沢団地 補助等 (国)公営住宅建設事業費補助金 地方債 | 開設 S58年 | 築 24年 |
| 58 | 藤原団地 補助等 (国)公営住宅建設事業費補助金 地方債 | 開設 H5年 | 築 14年 |
| 59 | 柳田団地 補助等 (国)公営住宅建設事業費補助金 (国)公営住宅等駐車場整備事業費補助金 地方債 | 開設 H15年 | 築 4年 |
| 60 | 柳田団地(特公賃) 補助等 (国)特定公共賃貸住宅建設事業費補助金 地方債 | 開設 H15年 | 築 4年 |
| 61 | 上布施団地 補助等 (国)公営住宅建設事業費補助金 地方債 | 開設 H2年 | 築 17年 |

学校教育課

| | | | |
|----|---|---------|-------|
| 62 | 古馬牧小 補助等 (国)公立学校施設整備事業 | 開設 S37年 | 築 45年 |
| 63 | 桃野小 補助等 (国)公立学校施設整備事業 | 開設 S41年 | 築 41年 |
| 64 | 月夜野北小 補助等 (国)公立学校施設整備事業 | 開設 S40年 | 築 42年 |
| 65 | 水上小 補助等 (国)公立学校施設整備事業 | 開設 S54年 | 築 28年 |
| 66 | 幸知小 補助等 (国)公立学校施設整備事業 【東電施設の払い下げ】 | 開設 H1年 | 築 18年 |
| 67 | 藤原小 補助等 (国)公立学校施設整備事業 | 開設 S54年 | 築 28年 |
| 68 | 猿ヶ京小 補助等 (国)公立学校施設整備事業 | 開設 H3年 | 築 16年 |
| 69 | 須川小 補助等 (国)公立学校施設整備事業 | 開設 S61年 | 築 21年 |
| 70 | 新巻小 補助等 (国)公立学校施設整備事業 | 開設 S54年 | 築 28年 |
| 71 | 月夜野中 補助等 (国)公立学校施設整備事業 | 開設 H5年 | 築 14年 |
| 72 | 水上中 補助等 (国)公立学校施設整備事業 | 開設 S44年 | 築 38年 |
| 73 | 藤原中 補助等 (国)公立学校施設整備事業 | 開設 S57年 | 築 25年 |

学校教育課

| | | | |
|----|--|-----------|-------|
| 74 | 新治中 補助等 Ⅱ (国)公立学校施設整備事業 | 開設 S39年 | 築 43年 |
| 75 | 月夜野幼稚園 補助等 Ⅱ (国)幼稚園施設整備事業 | 開設 S59年 | 築 23年 |
| 76 | 月夜野幼稚園下牧分園 補助等 Ⅱ (国)幼稚園施設整備事業 | 開設 H9年 | 築 10年 |
| 77 | 月夜野幼稚園なぐるみ分園 補助等 Ⅱ (国)児童厚生施設等整備事業 Ⅱ 【名胡桃児童館を使用－H20年度に廃止】 | 開設 S49年 | 築 33年 |
| 78 | 月夜野北幼稚園 補助等 Ⅱ (国)幼稚園施設整備事業 | 開設 H7年 | 築 12年 |
| 79 | にい はる幼稚園 補助等 Ⅱ (国)幼稚園施設整備事業 | 開設 S56年 | 築 26年 |
| 80 | 第一保育園 補助等 Ⅱ (国)児童厚生施設等整備事業 | 開設 S43年 | 築 39年 |
| 81 | 第二保育園 補助等 Ⅱ (国)児童厚生施設等整備事業 | 開設 S43年 | 築 39年 |
| 82 | 第三保育園 補助等 Ⅱ (国)児童厚生施設等整備事業 | 開設 S53年 | 築 29年 |
| 83 | にい はる保育園 補助等 Ⅱ 国県補助なし Ⅱ 【5年契約のリース施設】 | 開設 H18年 | 築 1年 |
| 84 | 名胡桃児童館 補助等 Ⅱ (国)児童厚生施設等整備事業 | 開設 S49年 | 築 33年 |
| 85 | 水上児童館 補助等 Ⅱ (国)児童厚生施設等整備事業 | 開設 H3年 | 築 16年 |
| 86 | 羽場児童館 補助等 Ⅱ (国)保健衛生施設等施設整備事業 Ⅱ (県)補助事業 Ⅱ 地方債 | 開設 S43年 | 築 39年 |
| 87 | 新巻学童クラブ 補助等 Ⅱ (国)保健衛生施設等施設整備事業 Ⅱ (県)補助事業 【新治保健センター】 | 開設 S55年 | 築 27年 |
| 88 | 須川学童クラブ 補助等 Ⅱ 国県補助なし Ⅱ 【5年契約のリース施設】 | 開設 H18年 | 築 1年 |
| 89 | 猿ヶ京学童クラブ 補助等 Ⅱ 国県補助なし Ⅱ 【実質閉鎖】 | 開設 年 【不明】 | 築 18年 |
| 90 | 月夜野学童クラブ 補助等 Ⅱ (国)児童厚生施設等整備費 | 開設 H18年 | 築 1年 |
| 91 | 月夜野学校給食センター 補助等 Ⅱ (国)学校給食施設整備事業 Ⅱ 地方債 | 開設 H17年 | 築 2年 |
| 92 | 水上学校給食センター 補助等 Ⅱ (国)学校給食施設整備事業 | 開設 S41年 | 築 41年 |

学校教育課

| | | | |
|----|--|---------|------|
| 93 | 新治学校給食センター 補助等 (国)学校給食施設整備事業 地方債 | 開設 H15年 | 築 4年 |
|----|--|---------|------|

生涯学習課

| | | | |
|-----|---|---------|-------|
| 94 | 月夜野総合グラウンド・野球場 補助等 国県補助なし 【自衛隊による整備】 | 開設 S45年 | 築 37年 |
| 95 | 月夜野総合グラウンド・多目的運動広場 補助等 国県補助なし 【自衛隊による整備】 | 開設 S45年 | 築 37年 |
| 96 | 月夜野総合グラウンド・ターゲットバードゴルフ場 補助等 【不明】 | 開設 H8年 | 築 11年 |
| 97 | 月夜野緑地施設内運動広場 補助等 (国)農村地域工業導入特別対策事業 | 開設 S53年 | 築 29年 |
| 98 | 月夜野屋外運動広場(旧一中) 補助等 国県補助なし 【旧月夜野第一中学校】 | 開設 H5年 | 築 14年 |
| 99 | 月夜野南部運動広場 補助等 (国)工業再配置促進費補助事業 | 開設 S61年 | 築 21年 |
| 100 | 月夜野北部運動広場 補助等 (国)準山村地域振興事業 | 開設 S55年 | 築 27年 |
| 101 | 月夜野南部体育館 補助等 (国)工業再配置促進費補助事業 | 開設 H2年 | 築 17年 |
| 102 | 月夜野総合体育館 補助等 (国)社会体育施設整備費補助事業 地方債 | 開設 S56年 | 築 26年 |
| 103 | 月夜野名胡桃体育館 補助等 (国)工業再配置促進事業 | 開設 S53年 | 築 29年 |
| 104 | 月夜野北部体育館 補助等 【不明】 【旧月夜野中学校体育館】 | 開設 S46年 | 築 36年 |
| 105 | 月夜野弓道場 補助等 【不明】 | 開設 S62年 | 築 20年 |
| 106 | 月夜野プール 補助等 (国)社会体育施設整備費補助事業 地方債 | 開設 S58年 | 築 24年 |
| 107 | 月夜野プール(名胡桃) 補助等 (国)社会体育施設整備費補助事業 地方債 | 開設 S50年 | 築 32年 |
| 108 | 水上社会体育館 補助等 (国)社会体育施設整備費補助事業 地方債 | 開設 S56年 | 築 26年 |
| 109 | 水上弓道場 補助等 (国)社会体育施設整備費補助事業 【水上社会体育館と合体施工】 | 開設 S56年 | 築 26年 |
| 110 | 水上大穴多目的広場 補助等 国県補助なし 【地元有志による奉仕作業で整備】 | 開設 S39年 | 築 43年 |
| 111 | 水上シャンツェ 補助等 (国)社会体育施設整備費補助事業 地方債 | 開設 S61年 | 築 21年 |

生涯学習課

| | | | |
|-----|---|-------------|-------|
| 112 | 新治弓道場 補助等 〓 【不明】 | 開設【不明】 年 | 築 18年 |
| 113 | 入須川社会体育館 補助等 〓 (国)公立学校施設整備事業 〓 【旧入須川小学校体育館】 | 開設 H5年 | 築 14年 |
| 114 | 新治中央運動公園野球場 補助等 〓 (国)特定地区公園事業 | 開設 H4年 | 築 15年 |
| 115 | 新治中央公園多目的広場 補助等 〓 (国)第三期山村振興農林漁業対策事業 | 開設 H7年 | 築 12年 |
| 116 | 新治中央公園テニスコート 補助等 〓 (国)特定地区公園事業 〓 【野球場と合体施工】 | 開設 H4年 | 築 15年 |
| 117 | 新治B&G海洋センター 補助等 〓 国県補助なし 〓 【B&G財団による建設】 | 開設 H4年 | 築 15年 |
| 118 | 月夜野郷土歴史資料館 補助等 〓 (国)民俗資料館建設事業 | 開設 S57年 | 築 25年 |
| 119 | 月夜野郷土歴史資料館収蔵庫 補助等 〓 (国)民俗資料館建設事業 〓 【資料館と合体施工】 | 開設 S57年 | 築 25年 |
| 120 | 水上歴史民俗資料館 補助等 〓 (国)文化財保存施設整備費補助事業 | 開設 S56年 | 築 26年 |
| 121 | 雲越家住宅資料館 補助等 〓 国県補助なし 〓 【家主から譲り受ける】 | 開設 S56年 | 築 26年 |
| 122 | 中央公民館 補助等 〓 (国)公立社会教育施設整備費補助事業 〓 地方債 | 開設 S58年 | 築 24年 |
| 123 | 水上公民館 補助等 〓 (国)公立社会教育施設整備費補助事業 〓 地方債 | 開設 S56年 | 築 26年 |
| 124 | 新治公民館 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 〓 【旧新治村役場と合体施工】 | 開設 H6年 | 築 13年 |
| 125 | カルチャーセンター 補助等 〓 (国)文化施設建設費補助 〓 地方債 | 開設 H9年 | 築 10年 |
| 126 | 水上中部コミュニティセンター 補助等 〓 (国)コミュニティーセンター機能整備助成事業 〓 地方債 | 開設 S59年 | 築 23年 |

2 指定管理者制度を導入している施設

保健福祉課

| | | | |
|---|--|---------|-------|
| 1 | デイサービスセンターほたるの苑 補助等 国県補助なし 【保健福祉センターと合体施工】 | 開設 H14年 | 築 5年 |
| 2 | 水上デイサービスセンター 補助等 (国)厚生福祉施設整備事業 (県)補助事業 | 開設 H6年 | 築 13年 |
| 3 | 新治ふれあいセンター 補助等 国県補助なし 地方債 | 開設 H12年 | 築 7年 |
| 4 | 福祉センター(のぞみ館) 補助等 国県補助なし 【新治ふれあいセンターと合体施工】 | 開設 H12年 | 築 7年 |
| 5 | 公衆浴場 いこいの湯 補助等 国県補助なし | 開設 H5年 | 築 14年 |

農政課

| | | | |
|----|--|---------|-------|
| 6 | 大峰休養施設(見晴荘) 補助等 (国)新林業構造改善事業 | 開設 S58年 | 築 24年 |
| 7 | 農産物直売所(百姓茶屋) 補助等 (国)農村資源活用農業構造改善事業 | 開設 H9年 | 築 10年 |
| 8 | 交流促進センター(太助の郷) 補助等 (国)就業所得機会創出事業 | 開設 H9年 | 築 10年 |
| 9 | 水紀行館(交流促進センター) 補助等 (国)新山村振興農林漁業対策事業 (国)山村振興等農林漁業特別対策事業ほか | 開設 H8年 | 築 11年 |
| 10 | 水紀行館(水産学習館)【交流促進センターと一括】 補助等 (国)知識普及教育施設整備事業 | 開設 H8年 | 築 11年 |
| 11 | 水紀行館(活性化センター)【交流促進センターと一括】 補助等 (国)知識普及教育施設整備事業 | 開設 H8年 | 築 11年 |
| 12 | 真沢ファーム交流施設 補助等 (国)山村振興等農林漁業特別対策事業 (県)特定農山村地域活性化対策事業 | 開設 H10年 | 築 9年 |
| 13 | 産地形成促進施設(月夜野は一べすと) 補助等 (国)地域農業基盤確立農業構造改善事業 | 開設 H12年 | 築 7年 |
| 14 | 農村交流公園(遊神館) 補助等 国県補助なし 地方債 | 開設 H7年 | 築 12年 |
| 15 | 農林漁業体験実習館(豊楽館) 補助等 (国)新農村構造改善事業 地方債 | 開設 H8年 | 築 11年 |
| 16 | フルーツ公園(桃李館) 補助等 (国)中山間地域農村活性化総合整備事業 地方債 【県事業による整備】 | 開設 H12年 | 築 7年 |
| 17 | 農産物加工施設(福寿茶屋) 補助等 (県)特定農山村地域活性化対策事業 | 開設 H9年 | 築 10年 |
| 18 | 手づくり郷土の香りの家 補助等 (県)補助事業 地方債 | 開設 S63年 | 築 19年 |

農政課

| | | | |
|----|--|---------|-------|
| 19 | たくみの里 ヨーグルト工房(畜産基盤再編総合整備事業活性化施設) 補助等 〓 (国)畜産基盤再編総合整備事業 | 開設 H15年 | 築 4年 |
| 20 | 特用林産物加工施設 補助等 〓 (国)地域活性化基盤整備事業 | 開設 H3年 | 築 16年 |
| 21 | 月夜野農村環境改善センター 補助等 〓 (国)農村総合整備モデル事業 〓 地方債 | 開設 S59年 | 築 23年 |

観光商工課

| | | | |
|----|--|---------|-------|
| 22 | 武尊青少年旅行村 補助等 〓 (県)観光施設整備補助 | 開設 S51年 | 築 31年 |
| 23 | 相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場 補助等 〓 【H19.1.19国交省との協定により町に移管】 | 開設 H12年 | 築 7年 |
| 24 | 相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷川上流広場 補助等 〓 【H19.1.19国交省との協定により町に移管】 | 開設 S63年 | 築 19年 |
| 25 | 相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流右岸広場 補助等 〓 【H19.1.19国交省との協定により町に移管】 | 開設 S61年 | 築 21年 |
| 26 | 相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流左岸広場 補助等 〓 【H19.1.19国交省との協定により町に移管】 | 開設 S59年 | 築 23年 |
| 27 | 相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷湖記念公園 補助等 〓 【H19.1.19国交省との協定により町に移管】 | 開設 H12年 | 築 7年 |
| 28 | 猿ヶ京温泉屋内運動場 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 | 開設 H2年 | 築 17年 |
| 29 | 湯宿温泉屋内運動場 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 | 開設 H2年 | 築 17年 |
| 30 | 湯テルメ谷川 補助等 〓 (県)魅力あるふるさとづくり推進事業 | 開設 H3年 | 築 16年 |
| 31 | ふれあい交流館 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 | 開設 H16年 | 築 3年 |
| 32 | 奈良俣サービスセンター 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 | 開設 H2年 | 築 17年 |
| 33 | 猿ヶ京温泉交流公園 満天星の湯 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 | 開設 H14年 | 築 5年 |
| 34 | たくみの里 木工の家 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 | 開設 S61年 | 築 21年 |
| 35 | たくみの里 竹細工の家 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 | 開設 S61年 | 築 21年 |
| 36 | たくみの里 わら細工の家 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 | 開設 S63年 | 築 19年 |
| 37 | たくみの里 陶芸の家 補助等 〓 国県補助なし 〓 地方債 | 開設 S62年 | 築 20年 |

観光商工課

| | | | |
|----|--|---------|-------|
| 38 | たくみの里 和紙の家 補助等 国県補助なし 地方債 | 開設 H2年 | 築 17年 |
| 39 | たくみの里 ものづくり館 補助等 国県補助なし 地方債 | 開設 H3年 | 築 16年 |
| 40 | ふれあいやすらぎ温泉センター(上牧風和の湯) 補助等 (国)ふれあいやすらぎ温泉地整備事業 | 開設 H14年 | 築 5年 |
| 41 | みなかみ町駐車場(湯原) 補助等 国県補助なし | 開設 S42年 | 築 40年 |
| 42 | みなかみ町駐車場(大穴) 補助等 (県)観光施設整備事業 | 開設 S50年 | 築 32年 |
| 43 | みなかみ町駐車場(湯桧曾字湯吹山) 補助等 【東武興業(株)からの指定寄付】 | 開設 S62年 | 築 20年 |

地域整備課

| | | | |
|----|---|---------|------|
| 44 | 湯桧曾公園 補助等 (国)都市公園事業 地方債 | 開設 H12年 | 築 7年 |
|----|---|---------|------|

生涯学習課

| | | | |
|----|---------------------------------------|--------|-------|
| 45 | 永井宿郷土館 補助等 国県補助なし 地方債 | 開設 H5年 | 築 14年 |
|----|---------------------------------------|--------|-------|

3 その他の施設

保健福祉課

| | | | |
|---|---------------------------------------|---------|------|
| 1 | 利根西部福祉作業所 補助等 Ⅱ (県)障害者福祉作業所等施設整備事業 | 開設 H13年 | 築 6年 |
|---|---------------------------------------|---------|------|

農政課

| | | | |
|---|---------------------------------------|---------|-------|
| 2 | 白石生活改善センター 補助等 Ⅱ (国)山村地域農林漁業特別対策事業 | 開設 S54年 | 築 28年 |
|---|---------------------------------------|---------|-------|

| | | | |
|---|---------------------------------------|---------|-------|
| 3 | 笠原生活改善センター 補助等 Ⅱ (国)山村地域農林漁業特別対策事業 | 開設 S53年 | 築 29年 |
|---|---------------------------------------|---------|-------|

| | | | |
|---|---------------------------------------|---------|-------|
| 4 | 坂下生活改善センター 補助等 Ⅱ (国)山村地域農林漁業特別対策事業 | 開設 S54年 | 築 28年 |
|---|---------------------------------------|---------|-------|

| | | | |
|---|---------------------------------------|---------|-------|
| 5 | 湯宿生活改善センター 補助等 Ⅱ (国)山村地域農林漁業特別対策事業 | 開設 S56年 | 築 26年 |
|---|---------------------------------------|---------|-------|

| | | | |
|---|---------------------------------------|---------|-------|
| 6 | 大島生活改善センター 補助等 Ⅱ (国)山村地域農林漁業特別対策事業 | 開設 S53年 | 築 29年 |
|---|---------------------------------------|---------|-------|

| | | | |
|---|---------------------------------------|---------|-------|
| 7 | 今宿生活改善センター 補助等 Ⅱ (国)山村地域農林漁業特別対策事業 | 開設 S55年 | 築 27年 |
|---|---------------------------------------|---------|-------|

| | | | |
|---|--|---------|-------|
| 8 | 吹路多目的集会施設 補助等 Ⅱ (国)農林漁業定住環境整備事業 Ⅱ (県)補助事業 | 開設 S59年 | 築 23年 |
|---|--|---------|-------|

| | | | |
|---|---|---------|-------|
| 9 | 猿ヶ京多目的集会施設 補助等 Ⅱ (国)農林漁業定住環境整備事業 Ⅱ (県)補助事業 | 開設 S63年 | 築 19年 |
|---|---|---------|-------|

| | | | |
|----|--|---------|-------|
| 10 | 浅地多目的集会施設 補助等 Ⅱ (国)農林漁業定住環境整備事業 Ⅱ (県)補助事業 | 開設 S59年 | 築 23年 |
|----|--|---------|-------|

| | | | |
|----|---|--------|-------|
| 11 | 野田原多目的集会施設 補助等 Ⅱ (国)農林漁業定住環境整備事業 Ⅱ (県)補助事業 | 開設 H6年 | 築 13年 |
|----|---|--------|-------|

| | | | |
|----|--|--------|-------|
| 12 | 池の原多目的集会施設 補助等 Ⅱ (国)ふるさと生活圈整備事業 Ⅱ (県)補助事業 | 開設 H5年 | 築 14年 |
|----|--|--------|-------|

| | | | |
|----|--|--------|-------|
| 13 | 下羽場多目的集会施設 補助等 Ⅱ (国)ふるさと生活圈整備事業 Ⅱ (県)補助事業 | 開設 H5年 | 築 14年 |
|----|--|--------|-------|

| | | | |
|----|--|--------|-------|
| 14 | 塩原集会所 補助等 Ⅱ (国)農林漁業定住環境整備事業 Ⅱ (県)補助事業 Ⅱ 地方債 | 開設 H3年 | 築 16年 |
|----|--|--------|-------|

| | | | |
|----|--|---------|-------|
| 15 | 沢久保集会所 補助等 Ⅱ (国)林業者定住促進事業 Ⅱ (県)補助事業 | 開設 S59年 | 築 23年 |
|----|--|---------|-------|

| | | | |
|----|----------------------|-----------|-------|
| 16 | 二枚原集会所 補助等 Ⅱ 【不明】 | 開設 年 【不明】 | 築 18年 |
|----|----------------------|-----------|-------|

| | | | |
|----|--|--------|-------|
| 17 | 上羽場集会所 補助等 Ⅱ (国)林業者定住促進事業 Ⅱ (県)補助事業 | 開設 H1年 | 築 18年 |
|----|--|--------|-------|

| | | | |
|----|---------------------------------------|--------|-------|
| 18 | 師田集会所 補助等 Ⅱ (国)新林業構造改善事業 Ⅱ (県)補助事業 | 開設 H3年 | 築 16年 |
|----|---------------------------------------|--------|-------|